

広島大学大学院文学研究科論集
第六四卷特輯号一

(二〇〇四年十二月)

春秋正義校勘記 (卷第十九上～二十四)

野間文史

春秋正義校勘記（卷第十九上）二十四

野間文史

凡例

○本「春秋正義校勘記」(巻第十九上〜二十四)は阮元『春秋左傳注疏校勘記』(巻第十九上〜二十四)の「疏」部の全文を収録し、これに主として『景鈔正宗寺本春秋正義』(昭和八年東方文化學院影印本)、また南宋・魏了翁『春秋左傳要義』(四庫全書本)との異同を記したものである。八行本(統修四庫全書所収)・十行本(足利學校遺蹟圖書館蔵)との異同についても言及することがある。

○『春秋正義』の底本には嘉慶二十年(一八一五)江西南昌府學開雕のいわゆる「阮刻十三經注疏本」(藝文印書館影印本)を用い、本文中括弧内の数字はその巻数・葉数・表裏(a・b)・行数(10行計算)を示している。

○阮元『春秋左傳注疏校勘記』は、もとより「經」「傳」「注」「疏」文の全体に及んでいるが、本「春秋正義校勘記」での筆者の校勘は「疏」(「正義」)の文章に限定される。「・」印を付した部分がある。ただし、対照の便のため、「經」「傳」「注」の部分は阮元校勘記をそのまま収録している。

○阮元校勘記の本文は、皇清經解所収本を用い、これに「阮刻十三經注疏本」附録の盧宣旬摘録本の補遺の文章を挿入している。經解本・摘録本それぞれの誤刻についても言及した。

○阮元校勘記が指摘していない、というよりは指摘し得ない「阮刻十三經注疏本」自体の誤刻も記した。また「阮刻十三經注疏本」には道光丙戌六年(一八二六)の重刊本が有り、ここで訂正されている箇所についても言及した。

○以上の筆者の校記は「◎」印以下の部分である。

*拙稿「魏了翁『春秋左傳要義』について」(広島大学文学部紀要第五三巻特輯号一 一九九三、後『五經正義の研究』研究文出版 一九九八所収)を、また「讀五經正義札記(七)宋慶元刊『春秋正義』管見」(東洋古典學研究第15集 二〇〇三)・「讀五經正義札記(八)『影鈔正宗寺本春秋正義』について」(東洋古典學研究第17集 二〇〇四)を参照されたい。

*本書は、「春秋正義校勘記」(巻第一〜十)、『春秋正義の基礎的研究』平成9年度〜11年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)研究成果報告書(二〇〇〇所収)並びに「春秋正義校勘記」(巻第十一〜十八)(広島大学大学院文学研究科論集第六三巻特輯号一 二〇〇二)の続編である。

春秋正義校勘記（卷第十九上〜二十四）

野間 文史

キーワード：春秋左傳注疏校勘記・景鈔正宗寺本春秋正義・春秋左傳要義・阮刻十三經注疏本・嘉慶本の誤刻

附釋音春秋左傳注疏卷第十九上 文五年盡十年

經五年

王使榮叔歸含且贈（19a-01a-3）釋文「含」本亦作「哈」。說文作「琯」。

・含襚贈臨（19a-01a-6）此本下文作「隧」亦非。宋本・閩本作「襚」不誤。◎正本も宋本・毛本と同様「襚」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・寧能盡至全無所譏（19a-01a-7）宋本「盡至」下有「王歸含贈二事而已宰啗又贈而不含不至」十七字。◎正本も宋本と同様「王歸含贈二事而已宰啗又贈而不含不至」の十七字が有る。これが正しい。「十行本」以降の缺文であろう。

・既合且贈便青兼之不可（19a-01a-7・8）宋本・閩本・監本・毛本「合」作「含」、「青」作「責」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「既合且贈便責兼之不可」に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・孝子不忍虛其親之口（19a-01b-10）宋本・閩本・監本・毛本作「親」。此本誤作「現」。今訂正。◎足利十行本も「親」字に作る。故以米貝珠玉實之（19a-01b-10）各本作「貝」。此本誤「具」。今訂正。◎足利十行本も「貝」字に作って誤らず。

召伯大子卿也（19a-02a-3）宋本・淳熙本・岳本・閩本・監本・毛本作「大」作「天」不誤。

傳五年

天子以夫人禮贈之 (19a-02a-9) 宋本作「贈之」。案正義本作「贈」。

冬楚子變滅蓼 (19a-02b-3) 石經：宋本·岳本·足利本「楚」下有「公」字。釋文同。釋文「蓼」音了。字或作「鄧」。音同。

蓼國今委豐蓼縣 (19a-02b-3) 宋本·淳熙本·岳本·纂圖本·閩本·監本·毛本·足利本「委」作「安」不誤。

·注甯晉至大夫 (19a-02b-7) 宋本以下正義二節摠入注文「今謂之周書」之下。

沈漸剛克 (19a-03a-3) 案古文尚書作「沈潛」。段玉裁云、漢書谷永傳曰、忘湛漸之義。「湛漸」即「沈潛」也。蓋今文尚書作「漸」、與左氏合。

·不干四時 (19a-03a-4) 閩本·監本·毛本「于」誤「干」。

爲六年蒐於夷傳 (19a-03b-2) 釋文「於」作「于」、與下傳文合。

經六年

諸侯每月必告朔聽政 (19a-04a-3) 重脩監本「諸」誤「謂」。

·聽治此月之政 (19a-04a-7) 監本「治」作「洽」非。

·則謂之朝正 (19a-04a-8) 監本·毛本「謂」作「爲」非。

·必於月朔爲此吉朔聽之禮者 (19a-04b-1) ◎阮刻本の「吉」字は「告」字の誤刻。道光本は訂正している。

·釋例曰人君者 (19a-04b-1) 毛本「人」誤「入」。

·縱諸下以盡知力之用 (19a-04b-1) 監本·毛本「縱」作「從」。

·思効忠善 (19a-04b-2) 毛本「効」作「效」。

·則六鄉六遂之長 (19a-04b-4) 閩本·監本·毛本「鄉」誤「卿」。

·因月朔朝 (19a-04b-5) 宋本「朝」下有「廟」字、是也。◎正本も宋本と同様「廟」字が有る。これが正しい。

·杜以明堂與祖廟爲一 (19a-04b-10) 宋本·閩本·監本·毛本作「杜」。此本誤「柱」。今改正。◎足利十行本も「杜」字に作る。

·朝服以日視朝 (19a-05a-4) 毛本「日」誤「月」。

傳六年

- ・晉侯將登鄭父先都 (19a-05a-9) 宋本「登」下有「箕」字、與下傳合。◎正本も宋本と同様「箕」字が有る。これが正しい。
- ・故蒐以謀軍師 (19a-05a-10) 宋本・閩本・監本・毛本「師」作「帥」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「帥」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。また足利十行本も「帥」字に作つて誤らず。
- ・先克代佐中軍耳 (19a-05b-1) 監本・毛本脱「耳」字。
- ・處父嘗爲趙盾屬大夫 (19a-05b-4) 宋本・岳本・足利本「盾」作「衰」不誤。案趙衰字成季、非盾字也。
- ・輕重當 (19a-05b-8) 釋文作「當也」。案上下文注、應有「也」字。
- ・辟刑獄 (19a-05b-8) 石經・宋本・岳本・纂圖本・足利本作「辟獄刑」。考文提要同、與正義合。釋文作「辟獄」、是亦「獄」字在上也。
- ・質要眷契也 (19a-05b-9) 各本「眷」作「券」亦非。宋本作「券」字、从刀非。从力是也。正義同。案正義「券契」倒作「契券」。
- ・令於今理治之也 (19a-06a-4) 毛本「今」誤「令」。
- ・洿穢不絜 (19a-06a-5) 毛本「絜」作「潔」俗字。下同。
- ・質要契券 (19a-06a-10) 閩本・監本・毛本作「券契」非也。
- ・傳別謂券書也 (19a-06b-1) ◎阮刻本の「傳」字は「傳」字の誤刻。
- ・治理洿穢 (19a-06b-3) 監本「治」上脱「注」字。
- ・復有孤二人者 (19a-06b-7) 「二」字此本闕。據宋本補。閩本・監本・毛本作「一人」。◎正本・足利十行本も宋本と同様「二人」に作る。これが正しい。
- ・以子車氏之三子奄息仲行鍼虎爲殉 (19a-07a-1) 案詩黃鳥正義曰「左傳作子輿」、史記秦本紀亦作「子輿氏」。今傳文作「車」、與孔氏所據本不同。釋文「仲」作「中」、云本亦作「仲」。
- ・無善人之謂 (19a-07a-8) 纂圖本「人」誤「大」。
- ・古之至不長 (19a-07a-9) 宋本以下正義十一節摠入「聖王同之」節注下。
- ・聖哲是人之儻者 (19a-07b-2) 閩本・監本・毛「儻」作「雋」。
- ・故聖王爲教 (19a-07b-5) 毛本「教」作「政」非也。

- ・此言唯樹以聲 (19a-07b-6) 閩本・監本・毛「唯」作「惟」。◎足利十行本も「惟」字に作る。
- ・注鐘律至明時 (19a-08a-1) 閩本・監本・毛本「鐘」作「鍾」。下同。
- ・漢書律曆志云推麻主律 (19a-08a-3) ◎阮刻本の「主」字は「生」字の誤刻。
- ・一黍之廣度之九十黃鍾之長一黍爲一分 (19a-08a-4) 毛本「十」下有「分」字、「爲」上無「黍」字。據漢書律曆志改也。案隋志引此文作「度之九十黍爲黃鍾之長一黍爲一分」。毛本依漢志刪「黍」字亦非。
- ・重十二銖 (19a-08a-7) 毛本「十」誤「ト」。
- ・各自討律 (19a-08a-9) 宋本・監本・毛本「討」作「計」不誤。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「計」字に作る。これが正しい。阮刻本同。
- ・利者務生此利 (19a-08b-7) 毛本「者」誤「故」。
- 道之以禮則使毋失其土宜 (19a-08b-9) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本並衍「以」字。石經「以」字乃後人據別本〔附釋音本「本別」に誤倒〕旁增、則字屬下句非是。
- ・注季文至疾故 (19a-09a-4) 宋本此節正義在注「所謂文子三思」之下。
- ・考其情氣有異尋常 (19a-09a-6) 宋本「氣」作「事」。◎正本も宋本と同様「事」字に作る。これが正しい。
- 難必杼矣 (19a-09b-5) 葉抄釋文「杼」作「杼」。正義引服虔本作「紓」字。按說文「紓緩也」。「紓」爲正字、「杼」爲假借字。
- ・注杼除也 (19a-09b-6) 宋本以下正義「二節摠入注文「邨晉地」之下。
- ・服虔作紓紓緩也 (19a-09b-7) 閩本・監本・毛本「紓」作「舒」。
- 讓季隗而已次之 (19a-10a-5) 石經・宋本・岳本「已」作「巳」不誤。
- ・注帑妻子也 (19a-10b-7) 宋本以下正義「二節摠入注「扞衛也」之下。
- ・父祖受人之惠 (19a-11a-3) 宋本「祖父」上有「是」字。◎正本は宋本と異なり「是」字は無い。
- ・子孫或時不知 (19a-11a-3) 監本・毛本「時」作「有」。
- 言以蒙宣子寵位 (19a-11a-5) 監本・毛本「以」作「巳」亦非。宋本・岳本作「巳」不誤。
- 何以事夫子 (19a-11a-8) 石經磨去「夫子」二字、重刊「子」字、似未足據。

時以作事 (19a-11a-10) 隋書經籍志引作「時以序事」。

生民之道 (19a-11b-1) 鄭氏注周禮大史引作「生民之本」。

經七年

因伐邾師以城郟 (19a-11b-5) 監本「師」作「帥」。

夏四月宋公王臣卒 (19a-11b-6) 釋文云「王臣」本或作「壬臣」。案穀梁作「壬臣」。石經仍作「王臣」、係改刻。

趙盾廢嫡而外求君 (19a-11b-9) 釋文「廢」誤「殷」、「嫡」作「適」、本亦作「嫡」。

公後會而分其盟 (19a-12a-2) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・毛本「分」作「及」不誤。

傳七年

寘文公子焉 (19a-12a-6) 顧炎武云、石經「焉」誤「日」。案碑「焉」字全存。所據乃謬刻也。

絕大皞之祀 (19a-12a-7) 釋文「皞」作「皞」、各本從「白」非也。

桓公孫 (19a-12a-10) 宋本「孫」下有「曠」字。

・注戴公元孫鱗曠桓公孫 (19a-12a-10) 宋本此節正義在注「所以致亂」之下。

華御事爲司寇 (19a-12b-2) 釋文「御」作「禦」、云本又作「御」。

若去之則本根無所庇陰矣 (19a-12b-4) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・監本・毛本「陰」作「蔭」。釋文亦作「蔭」、云本又作「蔭」。

・葛藟至爲比 (19a-12b-7) 宋本以下正義三節摠入「非其罪也」之下。

・且春秋之時不必如禮 (19a-13a-6) 監本・毛本「如」誤「知」。

・止以此傳爲例故也 (19a-13b-2) ◎阮刻本の「止」字を正本・宋本・足利十行本では「正」字に作る。これが正しい。

・若爲賊者衆因亂而殺 (19a-13b-4) 宋本「衆」作「多」。◎正本・足利十行本は宋本と異なり「衆」字に作る。

・公孫輒是也 (19a-13b-5) 閩本・監本「輒」誤「輔」。

・楚令尹子重爲楊橋之役 (19a-14b-3) 監本・毛本「楊」作「揚」。宋本作「陽」是也。◎正本は宋本と異なり「揚」字に作る。

訓卒利兵 (19a-14b-8) 論語「必先利其器」、漢書梅福傳作「厲其器」。陳樹華云、古「利」「厲」通用。

至于刳首 (19a-14b-10) 顧炎武云、水經注引鬪駟曰、令狐即猗氏。刳首在西三十里。後漢衛敬侯碑陰文、城惟解梁地、即

郟首山。對靈足俗當猗口。「劓」字作「郟」。玉篇「郟」口狐切。秦地、在河東。

同官爲寮 (19a-15a-4) 釋文「寮」本又作「僚」。案作「僚」用假借字。

狄侵我西鄙 (19a-15b-3) 監本「狄」上誤衍「注」字。下「秋八月」上同。

齊侯宋公衛侯鄭伯許男曹伯 (19a-15b-7) 「補」各本「衛侯」下有「陳侯」。此本誤脫。

十七年諸侯會于扈 (19a-16a-1) 毛本「七」作「六」非也。

夏書至三事 (19a-17a-2) 宋本以下正義三節摠入「宣子說之」注下。

義而行之謂之德禮 (19a-17a-6) 纂圖本・閩本・監本・毛本「德」誤「得」。

匡本衛邑中蜀鄭令鄭還衛是也 (19a-17b-1) 各本作「中屬」。此本作「蜀」非。宋本「令」字上有「今晉」二字、與八年傳注合。

◎正本も宋本と同様「今晉」の二字が有る。これが正しい。

劉炫以爲歸鄭及歸衛田 (19a-17b-2) 宋本「以」作「謂」。◎正本は宋本と異なり「以」字に作る。これが正しい。

經傳文歸衛不歸鄭 (19a-17b-2) ◎阮刻本の「經」字は「怪」字の誤刻。

經八年

公子遂會雒戎盟于暴 (19a-17b-5) 釋文本或作「伊雒之戎」。此後人妄取傳文加耳。案公羊作「伊雒戎」。

故翬溺皆去其族 (19a-17b-8) 閩本・監本・毛本「族」下增「也」字。

傳八年

女子子之夫爲壻 (19a-18a-8) 閩本・監本・毛本脫「子」字。

專之可也 (19a-18b-5) 岳本・足利本無「也」字。案六經正義引興國本同。此本疏作「珍貴至之可」。各本作「至可也」是也。

握之以使示不廢命 (19a-19a-1) 毛本「示」上有「人」字、衍文也。

弔璋以起軍旅 (19a-19a-2) 宋本「弔璋」作「牙璋」是也。◎正本・足利十行本も宋本と同様「牙璋」に作る。阮刻本同じ。

使於土國之等 (19a-19a-5) 毛本「土」作「上」非也。

今之爲官授以此節 (19a-19a-8) 毛本「今」作「令」。

不稱名無罪故也 (19a-19a-9) 監本「名」作「人」。

・知司城官屬悉與皆復也 (19a-19b-4) 宋本「屬」下有「悉與來奔還」五字。◎正本も宋本と同様「悉與來奔還」の五字が有る。
これが正しい。

・注登之至六年 (19a-19b-6) 宋本此節正義在注文「爲明年殺先克張本」之下。

・二人先爲卿矣 (19a-19b-6) 監本「矣」作「也」非。

・箕鄭守其故職蓋以此而恨也 (19a-19b-9) 宋本「職蓋」作「磯整」誤也。

經九年

・封發之守至重 (19a-20a-7) 宋本・閩本・監本・毛本「發」作「疆」不誤。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「疆」字に作る。
これが正しい。阮刻本同じ。

・魯侯無故而穆伯如周弔爲 (19a-20a-8) 宋本「爲」作「焉」不誤。◎正本・足利十行本も宋本と同様「焉」字に作る。阮刻本同。

・鄭游告云 (19a-20a-9) 宋本・閩本・監本・毛本「告」作「吉」不誤。◎正本・足利十行本も宋本と同様「吉」字に作る。阮刻本同。

・似不在楚 (19a-20a-9) 宋本「似」作「以」是也。◎正本は宋本と異なり「似」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・即當親行 (19a-20a-9) 監本「即」作「卿」非也。◎阮刻本も「卿」字に誤る。

・言君當親行也 (19a-20a-10) 宋本「言」上有「非」字。◎正本も宋本と同様「非」字が有る。これが正しい。

夏狄侵齊 (19a-20b-5) 石經「齊」字初刊誤「鄭」。後即改正。

・何休云 (19a-20b-8) 宋本「云」作「曰」。◎正本は宋本と異なり「云」字に作る。阮刻本同じ。

・椒亦宜書某某氏 (19a-21a-2) 宋本無「某」字、是也。◎正本は宋本と異なり「某」字が有る。宋本が正しい。

・智是史辭自略 (19a-21a-2) 閩本・監本・毛本「智」作「皆」非。宋本作「知」是也。○今訂從宋本。◎正本も宋本と同様「知」字
に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・或時有詳畧也 (19a-21a-6) 浦鐘正誤「時」作「辭」。

・亦不足以明時史之同異 (19a-21a-6) 宋本無「不」字、與隱四・莊十二年正義合。◎正本も宋本と同様「不」字が無い。これ
が正しい。

秦人來歸僖公成風之隧 (19a-21a-7) 宋本・岳本・纂圖本・毛本「隧」作「襜」。石經此處闕。釋文亦作「襜」云「衣服曰襜」。説文

作「祝」、云贈終者衣被曰祝。以此襚爲衣。死人衣。

・注衣服至者辭 (19a-21a-9) 宋本此節正義在「葬曹共公」注下。

・隱元年公羊傳曰衣服曰隧穀梁傳曰衣衾曰隧 (19a-21a-9) ◎阮刻本の「隧」字はいずれも「襚」字の誤刻。足利本も誤刻。

・故云衣服曰襚曰 (19a-21a-9) 宋本下「曰」字作「也」是也。◎正本も宋本と同様「也」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・來者不言夫人從者之辭也 (19a-21a-10) 「從」字下、宋本・閩本・監本・毛本有「來」字。「辭」毛本誤「引」。◎正本も宋本と同様「來」字が有る。これが正しい。

・先言僖公 (19a-21a-10) 毛本「先」誤「元」。

・不言及并致之者 (19a-21b-1) 毛本「致」作「來」非。宋本「者」作「也」。◎正本も宋本と同様「也」字に作る。これが正しい。

傳九年

經書二月從告 (19a-21b-3) 監本「二」誤「三」。毛本「從」誤「役」。◎阮刻本は「經」字を「死」字に誤刻している。

・則是位之次也 (19a-21b-10) 宋本「則」作「即」。◎正本は宋本と異なり「則」字に作る。

公子尫 (19a-22a-5) 纂圖「尫」誤「廔」。

冬楚子越椒來聘 (19a-22b-5) 石經每行十字。此行九字「越椒來」三字改刻。初刊「子」下似有「使」字。漢書五行志引傳文作「楚

使越椒來聘」。今諸本皆無「使」字。無「使」者、是也。五行志「使」字、疑「子」字之譌。又按「子越椒」三字連讀。宣四年傳

云「楚司馬子良生子越椒」。下文雖或言子越、或言椒、或言伯棼、要之「伯棼」是字〔附釋音本は「楚」字に誤刻〕、則合「子

越椒」三字爲名。傳文非「楚子」連讀也。

執幣傲 (19a-22b-5) 惠棟「石經初刻作「敖」、後改從人旁。下「傲其先君」同。各本作「傲」。宋本釋文同、云本又作「傲」。

送死不及尸 (19a-23a-1) 纂圖本「尸」作「戶」。

・主爲秦人發傳 (19a-23a-2) 監本「主」誤「王」。

・是言此傳主爲秦也 (19a-23a-6) 宋本・閩本・監本・毛本作「此」。此本誤「比」。今改正。◎足利十行本は「此」字に作る。

經十年

公與小斂 (19a-23b-1) 釋文作「公與斂」。

傳十年

- ・皆將強死 (19a-23b-10) 宋本以下正義三節摠入注文「不書非卿」之下。
- ・正義曰強健也 (19a-23b-10) 宋本・監本「健」作「健」是也。
- ・無病而死 (19a-23b-10) 山井鼎云、宋板「無」作「不」、非也。
- ・曰母死 (19a-24a-1) 石經此處闕。淳熙本・閩本・監本・毛本「母」誤「母」。
- ・臣歸死於司敗也王使爲工尹 (19a-24a-9) 石經「也王使」三字重刊。蓋初刻脫去「王」字也。
- ・子西畏讒言 (19a-24a-9) 纂圖本「讒」作「士」非。
- ・言歸死於司敗 (19a-24a-9) 宋本「司敗」下有「知司敗」三字。◎正本も宋本と同様「知司敗」の三字が有る。これが正しい。
- ・陳鄭及宋麋子不書者 (19a-24b-4) 重脩監本「陳」作「東」。
- ・然則陳侯不同也 (19a-24b-4) ◎阮刻本の「不」字は「必」字の誤刻。
- ・注陳鄭至同也 (19a-24b-6) 宋本以下正節三節摠入「以亂官乎」注之下。
- ・宋公逆楚子間宋公亦在也 (19a-24b-7) 宋本「間」作「則」不誤。◎正本も宋本と同様「則」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・故特爲此解 (19a-24b-10) 宋本「特」作「持」誤。◎正本・足利十行本は「杜」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。実は宋本も「杜」字に作る。したがって阮校の失校。
- ・劉炫有以告文略以規杜氏非也 (19a-24b-8) 閩本・監本・毛本亦誤作「有」。宋本作「直」是也。◎正本も宋本と同様「直」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・于田獵陳名 (19a-25a-5) ◎阮刻本の「于」字は「孟」字の誤刻。
- ・今弋陽期思縣 (19a-25a-6) 纂圖本「弋」誤「戈」。
- ・而誅宋公之僕 (19a-25a-8) 宋「誅」作「扶」是也。◎正本も宋本と同様「扶」字に作る。これが正しい。
- ・無從此詭人隨人無正心者 (19a-25b-4) 宋本「從」作「縱」不誤。◎正本は宋本と異なり「從」字に作る。宋本が正しい。
- ・麋子逃歸 (19a-25b-6) 案惠棟云「麋」亦作「麋」。注不釋其地所在。案盛宏之荊州記云、當陽本楚之舊。左氏傳云「楚潘崇代

磨至于錫穴」。穎容釋例云「磨在當陽」。

附釋音春秋左傳注疏卷第十九下 文十一年盡十五年

宋本「春秋正義卷第十五」。石經「春秋經傳集解文下第九」。岳本·纂圖本「文」字下增「公」字。並盡十八年

經十一年

夏叔仲彭生會晉卻缺于承筐 (19b-01a-4) 釋文作「叔彭生」。「叔」又作「叔」、本或作「叔仲彭生」。「仲」衍字。石經·宋本無「仲」字。案漢書五行志·水經陰溝水注並引作「夏叔彭生會晉卻缺于承匡」。石經·宋本·岳本「筐」作「匡」、傳文同。即襄三十年傳「會卻成子于承匡之歲也」是也。

承筐宋地 (19b-01a-4) 宋本·岳本「筐」作「匡」。

傳十一年

成大心子玉之子 (19b-01a-9) 重脩監本「子玉」作「于玉」非也。

至于錫穴石經 (19b-01a-9) 岳本·纂圖本「錫」作「錫」、與釋文合。案漢書地理志、錫縣屬漢中郡。應劭曰、音陽。師古曰、即春秋所謂錫穴。而後漢書郡國志又云、沔陽有鐵安陽有錫。春秋時曰錫穴。釋文又曰「錫」本或作「錫」。星歷反。劉昭郡國志補注引傳文亦作「錫穴」。似作「錫」字爲當。

·注八年至失之 (19b-01b-4) 宋本此節正義在「因賀楚師之不害也」注下。

·未有禮義在可諱之竟 (19b-01b-9) 閩本·監本·毛本「竟」作「意」。

防風之後漆姓 (19b-02a-1) 案史記孔子世家「漆」作「釐」。說苑亦作「釐」。世本無漆姓。此「漆」字當爲「涑」之譌。襄二十一年「邾庶其以漆間邱來奔」。釋文云「漆」本或作「涑」。「涑」「釐」聲相近。

·注鄭瞞至漆姓 (19b-02a-2) 宋本此節正義在注「駟乘四人共車」之下。

·昔禹致羣臣於會稽之山 (19b-02a-4) 盧文弨校本「臣」作「神」、依國語·史記改。案說苑·家語·博物志並作「羣臣」。

·樵僂氏 (19b-02a-5) 宋本·閩本·監本·毛本「樵」作「樵」不誤。閩本·監本「僂」誤「堯」。◎正本も宋本諸本と同様「樵僂氏」に作つて誤らず。阮刻本同じ。

・長者不過十之 (19b-02a-6) 閩本・監本「之」作「尺」。山井鼎云當作「尺」、非也。案宋本國語無「之」字非。下正義云「魯語言不過十之」是也。

駟乘四人共車 (19b-02a-9) 纂圖本「車」作「乘」非。

・故云蓋長三丈 (19b-02b-3) 宋本・閩本・監本・毛本作「云」。此本誤「一」。今訂正。◎足利十行本も「云」字に作つて誤らず。

・魯語言不過十之 (19b-02b-3) 閩本・監本「之」作「尺」非也。

・摻其喉以戈殺之 (19b-02b-6) 宋本以下正義二節摻入「以命宣伯」句注下。

恐後世怪之故詳其處 (19b-02b-8) 纂圖本・閩本・監本・毛本「怪」作「恠」俗體也。淳熙本作「恠」尤謬。

・傳稱魯苦越生子 (19b-02b-10) 宋本・毛本「苦」作「苦」、與定八年傳合。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「苦」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・故名之曰陽州 (19b-02b-10) 浦鏜云「故」衍字。按定八年傳無「故」字。

・注在春秋前 (19b-03a-2) 宋本以下正義四節摻入「皇父之二子死焉」注下。

・彤班御皇父充石 (19b-03a-4) 閩本・監本・毛本「班」作「斑」非。下同。

・司寇牛父駟乘 (19b-03a-6) 監本「牛」誤「中」。

・皇父與穀甥牛父二子皆死 (19b-03a-9) 宋本・閩本・監本・毛本作「甥」。此本誤「生」、下同。今訂正。◎正本・足利十行本も誤つて「生」字に作る。

・如今皆死 (19b-03a-10) 宋本・毛本「今」作「令」。◎正本は「今」字に作る。実は宋本も「今」字に作る。阮校の失校。

・班爲皇父御而有賞 (19b-03b-1) 毛本「御」作「禦」非。

・注門關門征税也 (19b-03b-3) 毛本「門征」二字作「至」非也。宋本此節正義在「謂之彤門」之下。

・禮惟關門有征 (19b-03b-4) 宋本「惟」作「唯」。◎正本も宋本と同様「唯」字に作る。

・征塵者貨賄之税 (19b-03b-5) 宋本・閩本・監本・毛本「税」誤「移」。◎正本は「税」字に作つて、誤らず。阮刻本同じ。実は宋本も「税」字に作る。阮校の失校。

・關幾而不征 (19b-03b-5) 閩本・監本・毛本「關」下衍「市」字。諸本「幾」作「譏」。◎正本は阮刻本と同様「關幾而不征」に作る。

欲其兄弟伯季相次 (19b-03b-10) 足利本「伯」作「仲」。

・仲尼猶云今日大人者 (19b-04a-3) ◎阮刻本の「日」字は「曰」字の誤刻。道光本では訂正している。

・則是出爲國主 (19b-04a-5) ◎阮刻本の「出」字は「世」字の誤刻。道光本では訂正している。

・國語稱今日大人 (19b-04a-7) ◎阮刻本の「目」字は「曰」字の誤刻。道光本では訂正している。

・且迸居夷狄 (19b-04a-8) 宋本・閩本・監本・毛本「夷狄」作「四夷」。◎正本は「夷狄」に作る。阮刻本同じ。実は宋本も「夷狄」に作る。阮校の失校。

經十二年

・此實大子公以諸侯禮迎之 (19b-04b-2) 宋本「迎」作「逆」。◎正本も宋本と同様「逆」字に作る。

・其禮不爲降 (19b-04b-6) 宋本「爲」作「用」。◎正本は宋本と異なり「爲」字に作る。阮刻本同じ。

・謂同母姊妹 (19b-04b-8) 宋本脱「妹」字。

術不稱氏史略文 (19b-04b-10) 毛本・足利本「術」誤「衛」。足利本「文」作「之」亦非。

傳十二年

大子以夫鍾與郈邾來奔 (19b-05a-6) 顧炎武云、石經「邾」誤「封」。案石經此處缺。炎武所據乃謬刻也。又按惠士奇曰、服虔

以「郈邾」爲郈邾之家寶圭。大子以其國寶與地夫鍾來奔也。然則「邾」不从邑。服說見太平御覽一百四十六。

・傳始朝公也 (19b-05a-9) 宋本・毛本無「傳」字。

・劉元云 (19b-05a-9) 宋本・監本・毛本「元」作「炫」是也。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「炫」字に作る。

・魯公往朝 (19b-05b-1) 閩本・監本・毛本亦作「公」。宋本作「君」是也。◎正本も宋本と同様「君」字に作る。これが正しい。

不書大歸未筭而卒 (19b-05b-2) 閩本・監本・毛本「大」作「來」。宋本・岳本「筭」作「歸」不誤。案閩本・監本・毛本、此注下載釋

文「筭古今反」四字。正義曰「傳例出曰來歸。不書來歸、未歸而卒也」。陳樹華云、據此則「大歸」可作「來歸」。「未筭」作「未歸」爲順。初未敢遽定、復取釋文。閱之始悟「筭古今反」四字、乃爲下注「中女未筭而卒」「筭」字作音。設無釋文、單行之

本、何以正一字之差、貽誤匪淺、采摘分附。此弊起於南宋。

・注不絕至而卒 (19b-05b-2) 毛本「絕」下衍「昏」字、「至」下衍「筭」字。

- ・故知立其娣爲夫人也 (19b-05b-3) 毛本脱「立」字。◎阮刻本も「立」字を脱する。正本・宋本により補う。
- ・周之法積叔也 (19b-05b-3) 宋本・閩本・監本・毛本「積」作「稱」是也。◎正本も宋本諸本と同様「稱」字に作る。阮刻本同じ。
- ・一人卒一人出 (19b-05b-4) 閩本・監本・毛本「卒出」二字互倒。
- ・注羣舒至龍舒 (19b-05b-9) 宋本此節正義在注文「羣舒之屬」下。
- ・凡四器者 (19b-06a-5) 宋本「者」作「圭」。案作「者」與聘禮記合。◎正本は宋本と異なり「者」字に作る。阮刻本同じ。
- ・於天子曰朝 (19b-06a-7) 閩本・監本・毛本亦作「朝」、與鄭注聘禮記合。宋本作「聘」。◎正本は閩本・監本・毛本と同様、したがって宋本と異なり「朝」字に作る。阮刻本同じ。
- ・其意欲致與主國但主之且 (19b-06a-10) 宋本「但主」下有「國謙退禮終還」六字。閩本・監本・毛本亦誤在「爲不欲與秦爲好」句之下。浦鏜云「且」當「耳」字誤、非也。◎正本も宋本と同様「但主國謙退、禮終還之」字に作る。これが正しい。
- 賓客曰 (19b-06b-1) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「客」作「荅」是也。
- 寡君願微福于周公魯公以事君 (19b-06b-2) 釋文「微」作「傲」是也。注同。
- 代步昭 (19b-07a-3) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「昭」作「招」。釋文亦作「昭」是也。
- ・深壘固軍 (19b-07a-6) 宋本此節正義在「上從之」句下。
- ・趙施趙勝邯鄲午是其後也 (19b-07b-1) 宋本「施」作「旃」是也。◎正本・足利十行本も宋本と同様「旃」字に作る。阮刻本同。
- 將何俟焉 (19b-07b-7) 石經初刻「焉」誤「矣」。後勘正。纂圖本「俟」誤「侯」。
- ・裹糧坐甲 (19b-07b-8) 宋本此節正義在「將何俟焉」句下。
- 僖二十二年 (19b-07b-10) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本「二」作「三」。案當作「三」。
- 短兵未至爭而兩退 (19b-08a-3) 宋本・岳本・足利本「至」作「致」。
- ・舊說綏部也 (19b-08a-4) 宋本「部」作「郤」是也。案李善注文選奏彈曹景宗引司馬法作「郤」。◎正本も宋本と同様「郤」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・但未至大崩 (19b-08a-8) 宋本「未」作「不」。◎正本も宋本と同様「不」字に作る。
- ・故爲皆未缺耳 (19b-08a-8) 閩本・監本・毛本「耳」作「也」。

經十三年

- ・ 蘧蔭邾子瑱之子也 (19b-08b-7) 宋本「瑱」作「瑱」是也。◎正本も宋本と同様「瑱」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・ 而下當其室中 (19b-09a-1) 閩本・監本・毛本作「室當其中」。
- ・ 天子之廟飾 (19b-09a-1) 宋本同。與禮記明堂位合。閩本・監本・毛本「飾」誤「飭」。
- ・ 公羊作世室 (19b-09a-2) 宋本「公羊」下有「經」字。閩本・監本・毛本脱。◎正本も宋本と同様「經」字が有る。これが正しい。
- ・ 世室猶世世不毀也 (19b-09a-3) 宋本同。與公羊合。閩本・監本・毛本脱「世室」二字。◎正本も宋本と同様「世室」の二字が有る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・ 言此室是室之最大者 (19b-09a-4) 宋本「言」作「則」是也。◎正本も宋本と同様「則」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・ 案左氏經爲大室 (19b-09a-5) 宋本「案」作「且」。閩本・監本・毛本「氏」作「傳」非也。◎正本も宋本と同様「且」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・ 皆以爲大廟之室也 (19b-09a-6) 閩本・監本脱「大」字。

傳十三年

- ・ 欲斷其來往也 (19b-09b-5) 宋本「往」下有「故」字。◎正本も宋本と同様「故」字が有る。これが正しい。
- ・ 六卿相見於諸浮 (19b-09b-6) 毛本「相見於」三字改作「至」字。
- ・ 有狐偃之舊勳 (19b-09b-10) 監本脱「勳」字。
- ・ 能賤而有恥 (19b-10a-3) 宋本此節正義在「能賤而有恥」句下。
- ・ 帑壽餘子 (19b-10a-6) 足利本「子」上有「妻」字、非。
- ・ 注魏壽至之後 (19b-10a-6) 宋本「至」字作「餘畢萬」。◎正本も宋本と同様「注魏壽餘畢萬之後」字に作る。正本・宋本の標起止が長文の例。
- ・ 請東人之能與夫二三有司言者 (19b-10a-10) 石經・宋本・淳熙本・岳本・閩本・監本亦作「請」。纂圖本・毛本誤作「謂」。
- ・ 言身拘死於晉 (19b-10b-4) 監本・毛本「拘」誤「徇」。
- ・ 妻爲戮於秦 (19b-10b-4) 宋本「妻」下有「子」字。◎正本は「妻」字の下を一字分を空白にする。

繞朝贈之以策 (19b-10b-6) 釋文「策」作「筴」、云本又作「策」。

・注策馬槌 (19b-10b-8) 宋本以下正義三節摠入注文「別族復累之姓」下。

・漢高祖之祖爲豐公 (19b-1a-10) 宋本「漢」上有「又」字。◎正本は宋本と異なり「又」字無し。

・故高祖爲沛人 (19b-1b-1) 宋本「人」下有「也」字。◎正本は宋本と異なり「也」字無し。

魯國鄒縣北有繹山 (19b-1b-1) 今本水經注廿五引作「嶧山」非也。

・注繹邾至繹山 (19b-1b-2) 宋本以下正義三節摠入「君子曰知命」句下。

・但邾是卜國 (19b-1b-3) 宋本「卜」作「小」是也。◎正本も宋本と同様「小」字に作る。阮刻本は「小」字に修正した痕跡有り。

・左右勸君勿遷 (19b-1b-10) 閩本・監本・毛本「勿」改「弗」。

・謂其由遷而死 (19b-12a-4) 閩本・監本・毛本脱「其」字。

・注子家至恤之 (19b-12b-1) 宋本以下正義四節摠入「公荅拜」句下。

・至六月往暑矣 (19b-12b-7) 閩本・監本・毛本「往」作「徂」非。

・我之先祖非人乎 (19b-12b-7) 監本・毛本「非」作「匪」。

・王者何當施忍於我 (19b-12b-7) 監本「施」誤「於」。

・文子言已思歸祭祀 (19b-12b-8) 宋本「已」作「巳」是。

・三者謂侵也伐也戰也 (19b-13a-3) 閩本・監本・毛本「謂」作「爲」非也。

經十四年

十有四年 (19b-13a-5) 纂圖本・毛本脱「有」字。

・惟言卒日 (19b-13a-9) 宋本「惟」作「唯」。◎正本も宋本と同様「唯」字に作る。これが正しい。

既見而移入北斗 (19b-13b-2) 岳本「移」作「後」非也。

・言其形孛孛似婦彗也 (19b-13b-5) 宋本・閩本・監本「婦」作「掃」是。毛本誤作「星」。◎正本は「婦」字に作る。

・入于北斗杓中 (19b-13b-6) 監本「入」作「人」非也。

晉人納捷菑于邾 (19b-13b-6) 「晉人」左傳以爲趙盾。公羊以爲卻缺。穀梁以爲卻克。陳樹華云、下十五年至宣九年、卻缺兩

見。穀梁作「郤克」、乃傳寫之誤。

・經無納文 (19b-14a-1) 毛本「經」誤「納」。

・不以君禮成其葬也 (19b-14a-4) 宋本「葬」作「喪」是也。◎正本・足利十行本も宋本と同様「喪」字に作る。これが正しい。

・晉侯詭諸卒 (19b-14a-7) 毛本「詭」作「俛」、與僖九年經合。

・經書里克弑其君卓 (19b-14a-8) 閩本・監本・毛本「弑」作「殺」。

・後君葬訖即成成君 (19b-14b-1) 閩本・監本脱「成」字。

・是葬速成君之文也 (19b-14b-2) 監本・毛本「速」作「惠」非也。

・此言未踰年者 (19b-14b-2) 宋本・毛本「未」誤「末」。

例書名氏 (19b-14b-3) 纂圖本脱「氏」字。

・書其字云 (19b-14b-4) 閩本・監本・毛本亦作「云」非也。宋本作「者」。◎正本・足利十行本も宋本と同様「者」字に作る。

・傳稱子叔姬妃齊昭公 (19b-14b-10) 毛本「傳」誤「使」。

・知舍之母也 (19b-14b-10) 毛本「舍」誤「至」。

・魯是其父母家 (19b-15a-1) 宋本・毛本「父」誤「文」。

・已被紀絕 (19b-15a-2) 毛本「紀」作「起」。

傳十四年

・注奔亡至福也 (19b-15a-5) 宋本此節正義在「懲不敬也」注下。

・相次之物 (19b-15a-6) 毛本「次」誤「大」。

欲使怠慢者戒 (19b-15a-7) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「者」下有「自」字、是也。

子叔姬齊昭公 (19b-15a-10) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「姬」下並有「妃」字、是也。釋文同。音配。云

本亦作「配」。

從楚者陳鄭宋 (19b-15b-6) 重脩監本「宋」誤「米」。

齊商人弑舍而讓元 (19b-15b-7) 釋文「弑」作「殺」、音試。按傳文直書其事作「殺」是也。

爾不可使多蓄憾 (19b-15b-9) 石經作「畜」、後加「廿」頭。釋文作「畜」、云本亦作「蓄」。「憾」本又作「感」。按作「感」者古字。非末學所得詳言 (19b-16a-3) 纂圖本「末」誤「未」。

復使和親 (19b-16b-2) 纂圖本・閩本・監本・毛本「復使」誤倒。

・王子父爲傳 (19b-16b-7) 閩本・監本亦誤作「父」。毛本作「變」是也。◎正本も毛本と同様「變」字に作る。これが正しい。盧戢黎及叔麋誘之 (19b-16b-8) 岳本・足利本「黎」作「黎」。注同。案石經此處缺。下十六年傳作「使盧戢黎侵庸」、則此處亦當作「黎」也。

二年而盡室以復適莒 (19b-17a-6) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「二」作「三」是也。

年尚少 (19b-17a-8) 宋本「少」作「幼」。

・注蕭宋至爲卿 (19b-17b-2) 宋本此節正義在「書曰節」注下。

・附屬宋國 (19b-17b-3) 宋本「屬」作「庸」是也。◎正本は宋本と異なり同様「屬」字に作る。阮校は宋本を是とするが、「屬」字が正しい。阮刻本同じ。

・升爲未卿 (19b-17b-4) 宋本・閩本・監本・毛本「未」作「宋」不誤。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「宋」字に作る。

辟禍速也 (19b-17b-6) 宋本「速」作「遠」。

・注齊人至從赴 (19b-17b-7) 宋本以下正義二節摠入「公曰夫已氏」注下。

・凡與人言 (19b-18a-1) 毛本「人」作「夫」非也。

・夫已氏斤懿公之名也 (19b-18a-2) 宋本・閩本・監本「斤」作「斥」是也。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「斥」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・甲巳俱是名 (19b-18a-2) 宋本「巳」作「己」是也。

焉用其母 (19b-18a-4) 閩本・監本脱「其」字。

經十五年

故書司馬 (19b-18a-8) 閩本・監本・毛本「書」誤「稱」。

・故書盟未稱使也 (19b-18a-10) 宋本「未」作「不」是也。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「不」字に作る。これが正しい。

- ・ 故辭有詳略 (19b-18b-3) 宋本「略」下有「也」字。◎正本には宋本と異なり「也」字無し。
- ・ 公孫嬰齊卒于狸服 (19b-18b-6) ◎阮刻本の「服」字は「脈」字の誤刻。道光本では訂正している。
- ・ 公孫敖縱情棄命 (19b-18b-7) 毛本「命」誤「也」。
- ・ 命歸之無指使 (19b-18b-9) 案哀八年經注「指」作「旨」。浦鏗正誤作「官」非也。
- ・ 齊人侵我西鄙 (19b-19a-2) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「齊人」上有「秋」字。

傳十五年

- ・ 必備儀儀 (19b-19b-2) ◎阮刻本の「儀」字は「威」字の誤刻。道光本では訂正している。
- ・ 賓主以成禮爲敬 (19b-19b-2) 宋本「主」作「空」非也。
- ・ 所以敬事而自重 (19b-19b-2) 纂圖本「而」作「互」非也。
- ・ 使重而事敬 (19b-19b-3) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・足利本作「事」。毛本誤「自」。
- ・ 注古之至不名 (19b-19b-4) 宋本以下正義三節摺入「魯人以爲敏」注下。
- ・ 知古人盟會 (19b-19b-7) 宋本「人」作「之」是也。◎正本は宋本と異なり「人」字に作る。
- ・ 故傳每言一个行李是也 (19b-19b-8) 宋本「个」作「箇」、毛本作「介」。◎正本は宋本と異なり「介」字に作る。つまり正本は毛本に一致する。
- ・ 則魯被尊而賓禮薦也 (19b-19b-9) ◎阮刻本の「薦」字は「篤」字の誤刻。
- ・ 是言善惡兩舉之事也 (19b-20a-2) 閩本・監本「言」誤「故」。
- ・ 其事類於楚也 (19b-20a-4) ◎阮刻本の「楚」字は「此」字の誤刻。
- ・ 善惡章於其篇 (19b-20a-7) 監本・毛本「章」作「彰」。
- ・ 臧否示於來世 (19b-20a-7) 宋本・閩本・監本・毛本作「世」。此本誤「出」。今訂正。◎足利十行本は「世」字に作って誤らず。
- ・ 故不敢屈辱魯君 (19b-20b-1) 閩本・監本・毛本「君」誤「公」。
- ・ 候正亞旅 (19b-20b-4) 監本「候」作「侯」非也。
- ・ 但禮文殘缺 (19b-21a-2) 監本「文」誤「父」。

- ・鄭元云古者據今而述前代之言 (19b-21a-2) 宋本・閩本・監本・毛本作「述」。此本誤「迷」。今訂正。◎足利十行本「述」字。
- ・自不必皆道前代 (19b-21a-3) 宋本「自」作「耳」、屬上句。◎正本も宋本と同様「耳」字に作る。これが正しい。
- ・是事霸主之法 (19b-21a-6) 監本・毛本「事」誤「時」。
- ・而屈已以朝之也 (19b-21a-6) 宋本「已」作「巳」是也。
- ・即是古之聖王 (19b-21a-7) 宋本「即」作「則」。◎正本も宋本と同様「則」字に作る。これが正しい。
- ・豈慮世衰 (19b-21a-7) 宋本「衰」作「事」。◎正本は宋本と異なり「衰」字に作る。これが正しい。
- ・疎闊太甚 (19b-21a-8) 宋本「疎」作「疏」。◎正本も宋本と同様「疏」字に作る。これが正しい。
- ・其於「經解本「餘」字に誤刻」閒暇之年 (19b-21a-9) 毛本「暇」誤「天」。
- ・周禮文不具耳 (19b-21a-10) 宋本「文」作「之」。
- ・或率舊章 (19b-21b-2) 宋本「率」作「奉」。◎正本も宋本と同様「奉」字に作る。これが正しい。足利十行本は「牽」字に作る。
- ・歲聘以志業 (19b-21b-3) 案釋例亦作「歲」、與左傳正文合。宋本作「朝」誤也。
- ・是再朝而會周之正禮也 (19b-21b-4) 宋本「而」作「旬」非。
- ・注孟氏至孟氏 (19b-21b-9) 宋本以下正義四節摠入「葬視共仲」注之下。
- ・杜以慶父與莊公異母 (19b-21b-9) 毛本「莊」誤「孟」。
- ・雖強同於 (19b-21b-9) 宋本「強」作「疆」。
- ・不欲使衆惡其親也 (19b-22a-3) 按今本喪大記注脫「使」字。
- ・荒家也 (19b-22a-3) 閩本・監本・毛本「家」作「蒙」不誤。◎正本・足利十行本も諸本と同様「蒙」字に作る。阮刻本同じ。
- ・乃加帷荒於其上 (19b-22a-4) 閩本・監本「乃」作「又」非也。
- ・唯有此耳 (19b-22a-5) 監本・毛本「唯」作「惟」。
- ・故爲下殯 (19b-22a-5) 宋本・閩本・監本・毛本「下」作「不」是也。◎正本・足利十行本も諸本と同様「不」字に作る。阮刻本同。
- ・注下人魯下邑大夫 (19b-22a-7) 毛本「魯下邑」三字改作「至」。
- ・據月未市 (19b-22b-1) 閩本・監本・毛本「市」作「匝」非也。

・帷堂 (19b-22b-6) 宋本此節正義在「善終可也」句下。

・尸未毀飾 (19b-22b-7) 宋本「毀」作「設」是也。◎正本も諸本と同様「設」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・小斂而徹帷 (19b-22b-7) 宋本「帷」作「作」非也。

・自敬姜之哭穆伯始也 宋本「敬」作「掇」非也。

各盡其美義乃紀 (19b-23a-1) 閩本・監本・毛本「紀」作「繼」非。宋本・淳熙本・岳本・足利本作「終」是也。○今訂作「終」。

・祭敬至道也 (19b-23a-4) 宋本此節正義在「帥兄弟以哭」之句下。

・君南鄉於北墉下 (19b-23b-10) 監本・毛本「墉」誤「牖」。閩本作「牖」亦非。

・伐鼓省是攻責之事 (19b-23b-10) ◎阮刻本の「省」字は「者」字の誤刻。道光本では訂正している。あるいは影印本の誤つ

た補正か。

晉侯宋公衛侯蔡侯鄭伯許男曹伯盟于扈 (19b-24b-9) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本「蔡侯」下有「陳侯」二字。

惡受其賂 (19b-25a-3) 宋本・淳熙本・岳本作「惡其受賂」不誤。

不會議事 (19b-25a-4) 宋本・淳熙本・岳本・毛本「議」作「義」是也。

・凡諸侯至後也 (19b-25a-5) 毛本脫「侯」字。

・彼乃議事而公後期 (19b-25a-6) 宋本・毛本「議」作「義」下同。「而公」閩本・監本・毛本誤「而君」。◎足利十行本「義」字。

・傳辯諸嫌 (19b-25a-7) 宋本「諸」作「其」是也。◎正本も宋本と同様「其」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・若公實與會 (19b-25a-8) 閩本・監本「與」作「預」非也。

・此魯公雖不與非公惡也 (19b-25a-9) 宋本「魯」作「會」是也。◎正本・足利十行本も宋本と同様「會」字に作る。阮刻本同じ。

女何故行禮 (19b-25b-4) 足利本「女」作「汝」。

・疏曰女至道也 (19b-25b-6) 宋本此節正義在「天之道也」句下。

・○詩云至于天 (19b-25b-8) 此節正義、宋本在注文「詩小雅」句下。閩本・監本・毛本作「○」。宋本作「疏」字。◎正本は「○

詩曰至于天」に作る。阮刻本同じ。

弗能在矣 (19b-26a-2) 山井鼎云、謹案足利本後人記云、在異本作「存」字。按異本、非也。「在」者「存」也。古經典二字通用。

附釋音春秋左傳注疏卷第十九下

附釋音春秋左傳注疏卷第二十 文十六年盡十八年

經十六年

十有六年春 (20-01a-4) 石經脫「春」字、後旁增。

不得視二月三月四月五月朔也 (20-01a-5) 足利本無「得」字。

非許齊 (20-01a-6) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「許」作「詐」不誤。○今依訂正。

注諸侯至許齊 (20-01a-6) 宋本・閩本・監本・毛本「許」作「詐」是也。◎正本も宋本諸本と同様「詐」字に作る。阮刻本同じ。

比猶釋不朝正之義 (20-01b-1) 閩本・監本「比」作「此」。宋本「正」作「王」是也。◎正本は「比」字、「正」字に作る。つまり阮

刻本に同じ。実は宋本も「正」字に作る。阮校の失校。

故須言有疾以辯之 (20-01b-4) 監本・毛本「言」作「書」。

唯有候耳 (20-01b-5) 宋本「候」作「疾」不誤。○今依訂正。◎正本も宋本と同様「疾」字に作る。阮刻本同じ。

閏月不告月書經以譏之 (20-01b-7) 「補」案「不告月」「月」當「朔」字之譌。「書經」當是「經書」誤倒。

傳十六年

閒疾瘳 (20-02a-5) 釋文「瘳」下有「也」字。

注伯禽至七君 (20-02a-10) 宋本以下正義三節摠入「秋八月」節注後。

魯公伯禽子耆公 (20-02a-10) 宋本「耆」作「考」是也。◎正本も宋本と同様「考」字に作る。阮刻本同じ。

子幽公圉 (20-02b-1) 史記魯世家「圉」作「宰」。索隱云、系本作「圉」。

注魯公至壞之 (20-02b-4) ◎正本は「公」字を「人」字に作る。これが正しい。

入於國 (20-02b-5) 宋本・閩本・監本・毛本「入」誤「人」。◎正本は「入」字に作って誤らず。阮刻本同じ。実は宋本も「入」

字に作る。阮校の失校。

以示義者 (20-02b-6) 監本「者」誤「日」。

楚大饑 (20-02b-8) 釋文云亦作「飢」、音機。案穀不熟謂之「饑」。「飢」乃飢餓字。
至于阜山 (20-02b-8) 纂圖本「阜」誤「鳥」。

・注戎山夷也 (20-02b-10) 宋本以下正義五節摠入「遂滅庸」注下。

・有寇比從北來 (20-03a-7) 宋本「比」作「必」。◎正本も宋本と同様「必」字に作る。これが正しい。

使廬戡黎侵庸 (20-03b-4) 石經・宋本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本作「黎侵」。

蚡冒楚武王父 (20-03b-10) 釋文引注「父」下有「也」字。又引史記楚世家云、蚡冒卒、弟熊達殺蚡冒子而代立、是爲楚武王。
與杜異。

・服潁川之邑疑非也 (20-04a-4) 宋本「服」上有「遠」字。◎正本にも宋本と同様「遠」字が有る。これが正しい。

唯裨僚魚人實逐之 (20-04a-5) 淳熙本「僚」作「儵」、注亦作「儵」。釋文同。

楚子乘駟會師于臨呂 (20-04a-8) 閩本・監本・毛本「駟」作「驛」。案「駟」訓傳車、當从日。正義同。

駟傳車也 (20-04a-8) 宋本・閩本・監本・毛本「駟」誤「驛」。

・宋公至恤也 (20-04b-7) 宋本以下正義三節摠入注文「虺意諸之弟」之下。

以禮防閑 (20-05a-2) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「禮」下有「自」字、是也。

夫人助之施 (20-05a-2) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本作「乃助之施」不誤。

代公子印 (20-05a-5) 岳本「印」作「印」。纂圖本作「卯」非也。

鱗鱸爲司徒 (20-05a-5) 石經・宋本・岳本「鱸」作「瞿」。釋文同、是也。

公知之盡以寶行蕩意諸曰 (20-05b-1) 案石經此行自「知」至「諸」只九字。陳樹華云、蓋初刻「以」字下有「其」字也。

盡以其寶賜左右以使用 (20-05b-7) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「右」以「右而」是也。

周襄王姊 (20-05b-10) 閩本・監本・毛本「姊」作「妹」非。案八年傳云「宋襄夫人襄王之姊也」是也。

郊甸之帥 (20-05b-10) 淳熙本・纂圖本・足利本「帥」作「師」。

・注襄夫至之帥 (20-06a-1) 宋本以下正義二節摠接上疏「注君祖至夫人」之下。

・以宅田士田賈田任近郊之地 (20-06a-1) 監本「近」誤「道」。諸本作「士」。此本誤「十」。今訂正。◎足利十行本は「士」字。

・以大都之田任疆地 (20-06a-2) 宋本・閩本「疆」作「疆」。案周禮作「疆」。◎正本も宋本と同様「疆」字に作る。
・天子之甸 (20-06a-4) 毛本「甸」誤「句」。

經十七年

自閔僖已下 (20-06b-4) 閩本・監本・毛本「已」作「以」。

・而爲三恪之宮 (20-06b-6) 監本・毛本「宮」作「官」亦非。宋本作「客」、與莊十六年注合。◎正本も宋本と同様「客」字に作る。
これが正しい。

・此傳具歷序大夫之名 (20-06b-8) 監本「具」誤「其」。

・諱國惡地 (20-07a-5) 「補」毛本「地」作「也」。今依訂正。◎毛本のみならず諸本「也」字に作る。

傳十七年

遂復合諸侯于扈 (20-07b-7) 此本脱「于扈」二字。依石經・宋本・淳熙本・岳本・閩本・監本・毛本補。

・使執訊而與之書 (20-08a-2) 宋本以下正義六節摠入注文「晉侯女壻」之下。

・令持以告宣子 (20-08a-2) 閩本・監本・毛本「持」誤「特」。

・戴勅也勅成前好 (20-08a-9) 纂圖本・毛本「勅」作「敕」。案玉篇引作「敕」。方言云、戴敕。廣雅釋詁亦云戴敕也。釋文云「好」一本作「事」。

・昭十九年 (20-08b-10) 閩本・監本脱「年」字。

・謂不擇音聲而出之而難杜 (20-09a-8) 閩本・監本無下「而」字。

言急則欲蔭苾於楚 (20-09b-1) 閩本・監本・毛本「苾」作「苾」、從釋文改也。釋文又云、本或作「苾」字。按說文休息止也。从人依木。或作「麻」。凡作「苾」者俗字。

魯莊二十三年六月二十四日 (20-09b-5) 宋本無「四」字。纂圖本「魯」誤「曾」。

而從於強令 (20-09b-7) 宋本・岳本「強」作「疆」。

經十八年

・注不稱盜罪商人 (20-10a-8) 宋本以下正義四節摠入「莒弑其君庶其」句下。

・此弑商人者 (20-10a-9) 監本「此」作「比」非也。

・邴商人今從弑君稱君之例也 (20-10a-10) 宋本・毛本「邴」作「罪」。浦鏜云「今當「令」字誤」。◎正本も宋本・毛本と同様「罪」字に作る。これが正しい。

・書不遂不書辰 (20-10b-2) 宋本・閩本・監本・毛本無上「不」字。此本衍。

・襄仲舒倚齊而弑之 (20-10b-9) 宋本無「舒」字、是也。◎正本にも宋本同様「舒」字無し。これが正しい。

・楚世子商臣弑君言臣子 (20-11a-1) 宋本・閩本・監本・毛本下「臣」字作「世」。◎正本も宋本諸本と同様「世」字に作る。これが正しい。

・而稱臣者 (20-11a-2) 監本・毛本同。○案「臣」當「君」字之譌。◎正本は「君」字に作る。これが正しい。

・劉賈許穎以爲君惡及國朝 (20-11a-3) 監本・毛本「穎」作「穎」亦非。宋本作「穎」是也。○今依訂正。◎正本も宋本と同様「穎」字に作る。これが正しい。

傳十八年

・注以下事告龜 (20-11a-8) 宋本此節正義在「二月丁丑公薨」句下。

・歌以扑扶職 (20-11b-8) 釋文亦作「扑」、云字宜從手。作木邊、非也。段玉裁云、扑者說文支字之變。「才」即又也。擊之曰扑。因名其器、亦曰「扑」。

・扑箠也 (20-11b-8) 葉抄釋文「箠」作「箠」非。

・襄仲至許之 (20-12a-8) 宋本以下正義二節摠入「謂之哀姜」注下。

・詐以子惡命 (20-12b-1) 閩本・監本・毛本「以子」二字改作「至」。

・故云入必死耳 (20-12b-3) 監本作「人必死云耳」非也。

・不允放魯 (20-12b-10) 「補」毛本「放」作「於」。今依訂正。

・莒紀公子生大子僕 (20-13a-1) 上「子」字衍文。石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本不誤。

・弗敢失隊 (20-13a-7) 石經凡「隊」字皆作「墜」。此處獨作「隊」。

・如鷹鷂之逐鳥雀 (20-13b-1) 宋本自此節正義至「注史克至宜也」共卅二節、摠入注「蓋事宜也」之下。

・鵠摯鳥名 (20-13b-2) 監本・毛本「摯」作「鷲」。按「摯」爲「鷲」之假借字。

無赦在九刑不忘行父 (20-13b-7) 石經此行計九字、「行父」二字疏。陳樹華云、蓋「行」字上多「今」字。改刊去也

・王刑一議刑八 (20-14a-8) 宋本・閩本・監本・毛本「王」作「正」不誤。○今依訂正。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「正」字に作る。これが正しい。

・但所議八等之人 (20-14a-9) 宋本「但」作「且」是也。◎正本も宋本と同様「且」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
禱戴大臨尫降 (20-14a-10) 監本「禱」作「擣」、與今本說文引傳合。纂圖本「尫」誤「厖」。案釋文云、漢書「戴」作「斂」。

・六年傳臧文仲聞六與蓼滅 (20-15a-5) 陳樹華云、當作「五年」。各本作「滅」。此本誤「臧」。今訂正。

・不杞忽諸 (20-15a-5) 宋本・閩本・監本・毛本「杞」作「祀」是也。○今依訂正。◎正本も宋本諸本と同様「祀」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・並不出其名 (20-15a-7) 案「不」字衍文。宋本無、是也。◎正本には「不」字が有る。

明允篤誠 (20-15a-8) 石經「篤」作「篤」非。

・伊尹聖人之和者也 (20-15b-3) 案「伊尹」當作「柳下惠」。

・允信篤厚釋注文 (20-15b-4) 宋本「註」作「詒」是也。◎正本も宋本と同様「詒」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
此即稷契朱虎熊羆之倫 (20-15b-6) 釋文云「契」依字當作「楔」。古文作「𠄎」。

・尚書有宋虎熊羆 (20-15b-8) 宋本・監本・毛本「宋」作「朱」是也。◎正本・足利十行本も宋本と同様「朱」字に作る。阮刻本同じ。

・不知與誰爲可 (20-15b-9) 宋本「可」作「一」是也。◎正本・足利十行本も宋本と同様「一」字に作る。阮刻本同じ。

・有大德之弟 (20-15b-10) 宋本「德」作「賢」。◎正本・足利十行本も宋本と同様「賢」字に作る。これが正しい。

・保巳精粹 (20-16a-5) 宋本「巳」作「己」是也。

・天下之民爲之美目 (20-16a-7) 閩本・監本・毛本「之美」作「其美」。

以至於堯 (20-16b-1) 石經・淳熙本「於」作「于」。

・注揆度至平也 (20-16b-6) 宋本作「揆度也成亦平也」。◎正本も宋本と同様「揆度也成亦平也」に作る。これが正しい。

・何者是契耳 (20-17a-1) 閩本・監本「耳」作「矣」非。

・尊卑有五品 (20-17a-4) 宋本「卑」作「平」非也。◎正本は宋本と異なり「卑」字に作って誤らず。
・愛同已者也 (20-17b-2) 宋本「已」作「巳」。

・謂共工驩兜三苗鯀也 (20-17b-6) 閩本・監本・毛本「謂」作「爲」非也。

・更無異說 (20-17b-10) 監本・毛本「更」作「蓋」非也。

・其名爲忽 (20-17b-10) 宋本「忽」作「忽」非。◎正本は宋本と異なり「忽」字に作って誤らず。

・虎足猪牙 (20-18a-3) 宋本「猪」作「豬」是正字。◎正本も宋本と同様「豬」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・身如千人面 (20-18a-3) 閩本・監本・毛本「千」作「牛」亦非。宋本作「羊」。◎正本は「千」字に作る。

少皞氏有不才子 (20-18a-4) 石經・宋本「皞」作「皞」。釋文亦作「皞」是也。

靖譖庸回 (20-18a-6) 案尚書撰異云、即靖言庸違也。「回」邪也。古「回」「違」通用。

以誣盛德 (20-18a-7) 正義引定本「成德」爲「盛德」。服虔云「成德」爲成就之德。是服虔所見本「盛」作「成」也。陳樹華云「盛」

古字通。公羊皆以「盛」爲「成」。

顛頊有不才子 (20-18b-4) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本「頊」下有「氏」字。

傲很明德 (20-18b-6) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・監本・毛本作「傲很」。釋文同。

構杌 (20-18b-7) 案說文引傳作「構杌」。

謂鯀 (20-18b-7) 葉抄釋文「鯀」作「鯀」。

頑凶無儔匹之貌 (20-18b-7) 案孟子離婁疏引注「頑」誤「囂」、「儔」作「疇」。足利本亦作「疇」。

故言堯亦不能去須賢臣而除之 (20-18b-9) 監本「去」誤「立」。

・以見帝之知人 (20-19a-5) 毛本「人」誤「入」。

・注縉雲至官名 (20-19a-6) 宋本「至」字作「黃帝時」三字。◎正本も宋本と同様「注縉雲黃帝時官名」に作る。正本・宋本の

標起止が長文の例で、これが正しい。

非帝王子孫故別以比三凶 (20-19b-1) 岳本作「非帝者子孫」。足利本無「王」字。宋本同。

達四聰 (20-19b-4) 釋文「聰」作「疏」、云本亦作「聰」。段玉裁云、或疑不應作「疏」。考風俗通十反篇云、蓋人君者闢門開疏

號咷博求。此亦用堯典也。蓋古文尚書本作「囟」。「窗」者「囟」之或字。「疏」又「窗」之俗體。「聰」又「囟」之同音字。作「囟」而或如字、或讀爲聰。猶之台可讀爲怡、尼可讀爲昵、庸可讀爲鏞也。

以禦螭魅 (20-19b-8) 釋文引說文「魅」作「彪」、云老精物也。「彪」或從未。案詩菀柳正義・爾雅釋詁疏引作「以禦魑魅」。

使當螭魅之災 (20-19b-8) 岳本「螭」作「魑」。

・投者鄭去 (20-19b-10) 宋本・閩本・毛本「鄭」作「擲」是也。○今依訂正。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「擲」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・流共工于幽洲 (20-19b-10) 閩本・監本・毛本「洲」作「州」。

・竄三苗于三危 (20-19b-10) 孟子「竄」作「殺」。案「殺」非殺戮。即「竄」之假借也。

釋行父之志 (20-20b-2) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「釋」作「釋」是也。○今依訂正。

四凶歷數千歲 (20-20b-7) 「補」案「千」當「十」字之譌。

附釋音春秋左傳注疏卷第二十

附釋音春秋左傳注疏卷第二十一 宣元年盡四年 宋本「春秋正義卷第十六」。石經「春秋經傳集解宣上第十」。岳本「宣」字下

增「公」字。並盡十一年 ◎正本「春秋正義卷第十六 宣公」

宣公 (21-01a-3) 宋本・閩本・監本・毛本作「宣公」。此本「宣」字上有「春秋經傳集解」六字、從單注本誤增也。顧炎武云「石經

文公宣公卷、字更濫惡、而成・城字、皆缺末筆」。案成・城字、文公卷不缺筆。字亦有法。炎武誤唯宣公卷、字迹甚劣、

乃朱梁所補。全忠祖名信、父名誠。故「信」作「信」、「成」「城」作「戶」「坊」、避嫌名也。所存唐刻僅三之一。凡唐諱

皆如前卷。

經元年

・不貶絕以見罪 (21-01a-9) 宋本「罪」下有「惡」字、與昭元年公羊傳合。◎正本にも宋本と同様「惡」字が有る。要義本同じ。

これが正しい。

・傳言新作延廩 (21-01b-2) 監本「廩」作「廩」是俗字。

- ・ 知其本史先闕 (21-01b-3) 宋本「其」作「是是也」。◎正本も宋本と同様「是」字に作る。要義本同じ。阮刻本同じ。
- ・ 諸經所關者 (21-01b-3) ◎阮刻本の「關」字は「闕」字の誤刻。
- ・ 内無貶于公之道 (21-01b-5) 閩本・監本・毛本「道」下有「也」字、從公羊傳增也。
- ・ 拒逆昏姻之命 (21-01b-7) 毛本「昏」作「婚」。
- ・ 逃死四隣 (21-02a-5) 宋本「隣」作「鄰」是正字。
- ・ 故傳通以進爲文 (21-02a-6) ◎正本・足利十行本は「進」字を「違」字に作る。これが正しい。22-12b-7 所引釋例も参照。
- ・ 楚人執陳公子紹 (21-02a-7) 「補」案各本「紹」作「招」、與昭八年經傳合。◎足利十行本は「招」字に作つて誤らず。
- ・ 六月齊人取濟西田 (21-02b-3) 朱梁補刊石經「濟」誤「齊」。
- ・ 晉趙盾帥師救陳 (21-02b-5) 補刊石經「盾」誤「盾」。傳文同。
- ・ 冬晉趙穿帥師侵崇 (21-03a-7) 補刊石經「穿」作「窵」誤。「崇」公羊傳作「柳」。釋文作「窵」、云本亦作「崇」。

傳元年

- ・ 注諸侯至釋之 (21-03a-10) 宋本以下正義二節摠入注文「釋例論之備矣」之下。
- ・ 遂不言公子替其尊稱 (21-03b-5) 淳熙本「公」誤「君」。「替」宋本・岳本作「替」。正義同。
- ・ 與彼亦不異也 (21-04a-2) 宋本「不」作「使」是也。◎正本・要義本ともに宋本と異なり「不」字に作る。阮校は「使」字を是とするが、「不」字が正しい。
- ・ 注晉甲至於險 (21-04a-5) 宋本此節正義在「先辛奔齊」注下。
- ・ 穿見晉君之壻 (21-04a-6) ◎正本は「見」字を「是」字に作る。これが正しい。諸本いずれも「見」字に誤る。
- ・ 常畏魯人討已 (21-04a-10) 宋本「已」作「己」是也。
- ・ 皆取賂而還 (21-04b-6) 正義云「取賂而還」、書本或云「取齊賂而還」。檢勘古本及杜注意、並無「齊」字。按「或云」非是。
- ・ 注文十至受賂 (21-04b-7) 宋本此節正義在「遂受盟於楚」下。
- ・ 故謂宋及晉平 (21-04b-8) ◎阮刻本の「故」字は「炫」字の誤刻。
- ・ 檢經傳全無魯討齊之事 (21-04b-10) 宋本「魯」上有「爲」字、是也。◎正本にも宋本と同様「爲」字が有る。要義本同じ。

楚人不禮焉補 (21-05a-4) 刊石經「禮」改作「礼」。

卒在文十一年 (21-05a-4) 宋本・岳本・足利本「一」作「三」是也。○今訂正。

囚晉解揚 (21-05a-7) 補刊石經誤作「解楊」。

秦急崇 (21-05a-10) 宋本此節正義在「吾以求成焉」節之下。

吾以求成焉 (21-05a-10) 補刊石經誤作「以求」。

經二年

得大夫生死皆曰獲例在昭二十三年 (21-05b-6) 案僖元年注無「得」字。「例」上有「獲」字。餘並同。

・宋華至生帥師 (21-05b-6) 監本「生」誤「主」。

・大起其衆 (21-06a-3) 此本「起」誤「趙」。今訂正。◎足利十行本は「起」字に作つて誤らず。

趙盾弑其君夷臯 (21-06a-5) 顧炎武云、石經「弑」誤作「殺」。案石經此處乃朱梁補刻、不足依據。

傳二年

春鄭公子歸生受命于楚 (21-06a-9) 補刊石經脫「春」字。釋文作「命於楚」、云本或作「受命于楚」非也。案高注呂覽察微篇引

作「受命于楚」。釋文「于」作「於」。臧琳云、陸氏非之、是也。傳本無「受」字。故注云「受楚命」。若傳本作「受命于楚」、

則文義已明、杜可無庸注矣。

故傳特護之曰囚 (21-06b-2) 纂圖本・毛本「特」誤「時」。

致果爲毅 (21-06b-8) 補刊石經「致」誤「殺」。

・君子至戮也 (21-06b-8) 宋本以下正義八節摠入「役人曰」節注下。

・致謂達之於赦殺疆也 (21-07a-1) 宋本・閩本・監本・毛本「赦殺」作「敵毅」是也。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様に「敵

毅」に作る。阮刻本同じ。

・乃謂疆人 (21-07a-1) 宋本「謂」作「爲」。◎正本・足利十行本も宋本と同様に「爲」字に作る。阮刻本同じ。

・爾尚輔于一人 (21-07a-2) 宋本・毛本「于」作「予」不誤。◎正本・足利十行本も「予」字に作る。

與入鄭師 (21-07a-8) 閩本・監本「與」作「輿」非也。

以其私憾 (21-07a-9) 石經此處缺。釋文「憾」作「感」、云本又〔附釋音本「文」に誤刻〕作「憾」。注同。按釋文作「感」是也。文馬百駟 (21-07b-3) 案今本說文引傳作「駟馬百駟」。

叔牂如前言以顯 (21-07b-7) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「如」作「知」不誤。浦鏜正誤「以」作「已」。案「已」「以」古多通用。

・言是已爲之 (21-07b-9) 宋本「已」作「巳」是也。

・對曰以不爲華元之辭 (21-07b-9) ◎阮刻本の「不」字は「下」字の誤刻。

・謂歸國而來奔 (21-08a-5) 宋本「而」下有「言」字、是也。盧文弨校本作「而曰來奔」。◎正本にも宋本と同様に「言」字がある。これが正しい。

・周禮大司馬 (21-08a-7) 毛本「周」誤「同」。

・是植謂將領主帥監作者也 (21-08a-8) 宋本・閩本・監本・毛本「謂」作「爲」。◎正本は諸本と異なり「謂」字に作る。阮刻本同じ。実は宋本も「謂」字に作る。阮校の失校。

于思多鬢之貌 (21-08b-2) 釋文「鬢」又作「鬢」。案惠棟云、賈逵曰「頭白貌」。毛詩瓠葉云「有兔斯首」。鄭箋云「斯白也」。今俗語斯白之字作「鮮」。齊魯之間、聲近「斯」。正義曰、服虔以「于思」爲「白頭貌」。字雖異蓋亦以「思」聲近「鮮」故爲白頭也。後漢書朱儁傳、賊多髭者號于氏根。注引杜注爲證。案此則「于」爲「須」、「思」爲「白」、「于思」爲「白須」也。

・庫腳腳有三蹄 (21-08b-6) 閩本・監本・毛本「庫」作「痺」。「腳腳」毛本作「脚脚」乃俗字。◎阮刻本は「痺」字に作るが、「庫」字が正しい。正本同じ。

・黑色三角 (21-08b-6) 監本「三」誤「一」。

・劉歆期交州記曰 (21-08b-7) 宋本「歆」作「欣」。「記」杭世駿改作「志」。◎正本は阮刻本と同様「劉歆期交州記曰」に作る。実は宋本も「歆」字に作る。阮校の失校。

・武陵阮南縣以南 (21-08b-8) 監本・毛本「阮」作「沅」是也。◎正本・宋本・十行本 (宋刻)・閩本は「阮」字に作る。

去之夫其口衆我寡 (21-09a-1) 陳樹華云、林堯叟注云、言此役夫然。「夫」讀如字、似未安。一以「去之」二字爲句。「夫」字屬下亦未妥。不如三字連文。「夫」作助語辭爲允也。按以下六字爲句者是。左傳凡云「夫已氏」「夫先自敗也」。已言「夫」者、皆指其人言也。

世爲號令尹 (21-09a-7) 宋本·淳熙本·岳本·纂圖本·足利本作「世爲令尹」、無「號」字、是也。
失君道也 (21-09a-9) 案後漢書王符傳注引注文「失」字上有「不君」二字、以意增。

厚斂以彫牆 (21-09a-9) 釋文亦作「彫」、云本亦作「雕」。閩本·監本·毛本同。注同。案亦作「雕」、用假借字。

宰夫膈熊蹯不熟 (21-09b-1) 案呂覽過理篇作「膈熊蹯」。李善注魏文帝名都篇亦引作「膈」。枚乘七發云「熊蹯之膈」。注引傳文亦同。然說文云「滷煮孰也」、則作「膈」者俗字。作「膈」則更俗矣。內則作「滷」亦是「滷」之誤。「熟」岳本作「孰」。宋本正義亦作「孰」是也。

管屬 (21-09b-2) 宋本·淳熙本·翻岳本·纂圖本·閩本·監本·毛本·岳本「管」作「莒」非也。

宰夫膈熊蹯 (21-09b-3) 宋本以下正義十八節摠入「爲公族大夫」注下。

不至於熟 (21-09b-3) 宋本「不至」上有「其蹯」二字。「熟」作「孰」正字。◎正本·足利十行本是宋本と同様「其蹯不至於孰」。

令衆懼已 (21-09b-6) 宋本「已」作「己」。閩本·監本·毛本作「也」非也。

言迫於公之前也 (21-10a-1) 監本·毛本脫「也」字。

寢門闢矣 (21-10a-9) 補刊石經·閩本·監本·毛本「寢」作「寢」非也。

不忘恭敬民之主也 (21-10b-1) 補刊石經「恭」作「共」。「民」仍避唐諱缺筆。

其右提彌明知之 (21-10b-4) 釋文「提」作「祇」、云本又作「提」。後漢書郡國志引同。案史記晉世家作「示眯明」。索隱曰、鄒

誕生音示眯爲祁彌、即左傳之提彌明。蓋字異而音同。

遂扶以下 (21-10b-5) 釋文云、舊本皆作「扶」房孚反。服虔注作「跣」。先典反。云徒跣也。今杜注本往往有作「跣」者。正義亦云、服虔本「扶」作「跣」。注云趙盾徒跣而下走。杜本作「扶」。言扶盾下階也。盧文弨云、服本是也。襄三年傳、晉悼公懼魏絳之死、亦跣而出。皆是急迫不及納屨使然。趙盾飲未至醉、何假於扶。明「扶」字誤也。

公嗾夫獒焉 (21-10b-6) 釋文云「嗾」服本作「嘖」。正義曰、服虔云、嗾嘖也。臧琳云、依正義、則服本亦作「嗾」。但訓「嗾」爲「嘖」耳。「嘖」字說文·玉篇皆無。至集韻始收。毛本注疏作「取」、不從口、非也。「獒」史記作「敖」。

趨登至非禮也 (21-10b-8) 宋本無「也」字。◎正本にも宋本と同様「也」字無し。

既則是堂 (21-11a-2) ◎阮刻本の「堂」字は「常」字の誤刻。

- ・言扶盾下階也 (21-11a-3) 閩本・監本・毛本「盾」上衍「趙」字。監本・毛本「也」誤「跣」。
- ・服虔云嗾啜也 (21-11a-3) 閩本・監本・毛本「啜」作「取」。段王裁云、此段宋本誤。正義當云服虔本「嗾」作「取」。注云「取嗾也」。公乃嗾夫樊使之噬盾也。◎正本・宋本・十行本(宋刻)は「啜」字に作る。
- ・公乃啜夫樊使之噬盾也 (21-11a-3) 監本・毛本「啜」作「嗾」不誤。◎正本・宋本・十行本(宋刻)は「啜」字に作る。
- ・初宣子田於首山 (21-11a-5) 案李善注叔元爲幽州牧與彭寵書引傳「田」作「畋」。
- ・舍于翳桑見靈輒餓 (21-11a-6) 閩本・監本・毛本「于」作「於」、「餓」作「饑」並非。
- ・以此爲異耳 (21-11a-9) 閩本・監本・毛本「耳」作「矣」非。
- ・今近焉 (21-11a-10) 淳熙本「今」誤「令」。
- ・翳桑之餓人也 (21-11b-5) 閩本・監本「餓」誤「饑」。
- ・以示於朝 (21-11b-10) 纂圖本・閩本・監本・毛本「示」作「視」、合於古文。
- ・烏呼我之懷矣 (21-12a-2) 纂圖本・閩本・監本・毛本・足利本「烏」作「鳴」非也。
- ・自詒伊慙 (21-12a-2) 惠棟云、王肅曰此抑風雄雉之詩。案今詩「慙」作「阻」。惟小明詩作「慙」、而上句又異。王子雍或見三家之詩、據以爲衛詩。「伊」段玉裁校本作「繫」。
- ・書法不隱 (21-12a-4) 宋本「法」作「灋」。下「爲法受惡」同。
- ・公山不狝云 (21-12a-6) 宋本「狝」作「狃」是也。○今訂正。◎正本も宋本と同様「狃」字に作る。阮刻本同じ。
- ・襄三十年鄭人殺良霄 (21-12a-8) 監本・毛本「三十」誤倒。
- ・不稱大夫 (21-12a-9) 閩本・監本「大夫」作「夫人」非。
- ・今君欲殺已 (21-12a-9) 宋本「已」作「巳」。
- ・杖君之威 (21-12a-10) 監本・毛本「杖」作「仗」俗字。
- ・僕責於野以喪莊公 (21-12b-3) 閩本・監本「責」作「貴」亦非。宋本・毛本作「賃」是也。○今訂正。◎正本・足利十行本も宋本と同様「賃」字に作る。阮刻本同じ。
- ・其母夢神規其聲以黑口 (21-12b-7) 案宋本國語「黑」作「墨」。

初麗姬之亂 (21-12b-9) 釋文亦作「麗」。閩本・監本・毛本作「驪」。案「麗」「驪」字一耳。

・初驪至公子 (21-12b-10) 宋本作「麗」。下同。◎正本も宋本と同様「麗」字に作る。阮刻本同じ。

・唯有悼公之弟揚干 (21-13a-5) 毛本「干」作「于」非也。

・鄭人救火 (21-13a-5) 閩本「火」誤「大」。

・良由偪於六卿 (21-13a-6) 毛本「偪」作「逼」。案「偪」與「逼」同。

・子屬餘子之官 (21-13a-8) 宋本「子」上有「餘」字。◎正本にも宋本と同様「餘」字が有る。要義本同じ。

乃宦卿之適子而爲之田 (21-13b-1) 此本初刊無「子」字。後剝擠。補刊石經・宋本・岳本亦無。案昭廿八年正義詩汾沮洳正義

並引作「宦卿之適以爲公族」、亦無「子」字。「適」釋文云、又作「嫡」。

餘子嫡子之母弟也 (21-13b-3) 宋本・淳熙本・岳本「嫡」作「適」。

・下庶子無妾子 (21-13b-3) 宋本「無」作「爲」是也。◎正本も宋本と同様「爲」字に作る。阮刻本同じ。

・知餘子則是適子之母弟也 (21-13b-3) 閩本・監本・毛本「適」作「嫡」。

・下句趙盾 (21-13b-6) 浦鏜正誤「句」作「文」。

・爲旄車之族則旄車之族即公行也 (21-13b-6) 閩本・監本・毛本「則旄車之族」五字並脱。

・其實正是一官 (21-13b-10) 閩本・毛本「正」作「止」非也。

・無餘子同者 (21-14a-1) 宋本「無」下有「與」字。◎正本には宋本と異なり「與」字無し。

冬趙盾爲旄車之族 (21-14a-4) 釋文亦作「旄」、云一本作「軺」。案詩汾沮洳箋作「軺」。詩正義引傳亦作「軺」字。按說文無「軺」字。正義說以子子干旄建旄設施、則知孔本未嘗作「軺」也。

・子子干旄 (21-14a-6) 毛本「干」誤「于」。

經三年

傳三年

・言牛至而祭 (21-15a-3) 宋本此節正義在「望郊之屬也」節注下。

・舉動輕以明重也 (21-15a-5) 宋本・監本・毛本無「動」字、是也。◎正本にも宋本諸本と同様「動」字無し。これが正しい。

郊之屬也 (21-15b-3) 補刊石經「屬」作「屬」非。

及邲鄭及晉平 (21-15b-4) 補刊石經·宋本「邲」作「延」。案說文「邲」字注云鄭地。顧炎武云、石經誤作「延」是也。

邲鄭地 (21-15b-5) 宋本「邲」作「延」非也。

雒水上上雒冢領山 (21-15b-6) 毛氏六經正誤引建本亦作「上雒」是也。又云注疏及興國本作「上洛」。足利本同。按作「洛」者非古本也。

不逢不若 (21-16a-2) 惠棟云、張平子西京賦云「禁禦不若」。爾雅釋詁云、若善也。郭景純注引左傳曰「禁禦不若」。今左傳作「不逢不若」。案下傳云「莫能逢之」。杜云「逢遇也」。既云「不逢」、又云「莫逢」、文既重出。且杜氏不應舍上句注下句。

此晉以後傳寫之譌。案惠棟說是也。

螭魅罔兩 (21-16a-2) 釋文「魅」本又作「彪」。「兩」本又作「魍」。鄭氏注周禮家宗人引作「螭彪魍魎」。說文鼎字下引作「螭魅罔兩」。段玉裁云「螭」者轉寫之譌字。說文此字在夬部作「离」、云山神獸形。

螭山至水神 (21-16a-4) 宋本以下正義三節摠入「未可問也」之下。

莫能逢之 (21-16a-7) 李善西京賦注引之作「旃」。

民無災害 (21-16a-8) 淳熙本「災」作「灾」。

載祀皆年 (21-16a-9) 釋文引注「年」下有「也」字。

· 釋文云 (21-16a-10) 宋本·閩本·監本·毛本「文」作「天」是也。◎正本·足利十行本も宋本諸本と同様「天」字。阮刻本同じ。

· 年取年穀一熟 (21-16b-1) 宋本「熟」作「孰」。◎正本も宋本と同様「孰」字に作る。

商紂暴虐 (21-16b-1) 顧炎武云、石經「紂」誤「討」。案此乃明王堯惠謬刻也。

有所底止 (21-16b-3) 補刊石經此處缺。纂圖本·閩本·監本·毛本「底」作「底」。顧炎武云、五經無「底」字。皆是「底」字。今說

文本作「底」字、下有一畫誤字。當從氏。段玉裁云、此說非也。凡「氏」聲之字、在古音弟十六支佳部。凡「氏」聲之字、在古音弟十五脂微皆灰部。「底」本訓柔石。經傳多借訓爲致。凡字書·韻書皆無作「底」少下畫者。惟唐開成石經·五經文字

字广部「底」誤作「底」、厂部「底致也」不誤。

武王遷之 (21-16b-4) 「武」字上、史記正義·後漢書逸民傳注引杜注、並有「河南縣西有邲鄆陌」八字。又案水經注十五引杜氏

釋地曰「縣西南有郊鄔陌」。

武氏謀奉母弟須 (21-16b-9) 宋本脫「母」字。

・夢天使與已蘭 (21-17a-4) 宋本以下正義二節摠入「刈蘭而卒」注下。「已」作「己」下同。

・晉趙嬰夢天使謂「祭余 (21-17a-5) 閩本・監本「謂」作「爲」非也。

余爲伯儵 (21-17a-7) 宋本「儵」作「儵」。釋文亦作「儵」非也。案說文姑字注引作「百鯁」、云黃帝之後姑姓。將不信 (21-17b-1) 補刊石經此處「信」字未缺筆。蓋書丹時偶忘避也。

故欲討所賜蘭 (21-17b-1) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・毛本「討」作「計」是也。閩本・監本作「託」亦誤。○今訂正。

生子瑕 (21-17b-8) 陳樹華云「瑕」史記作「漑」。徐廣云一作「瑕」。索隱曰音旣。左傳作「瑕」。

經四年

東海承縣東南有向城 (21-18a-10) 段玉裁依釋文「承」改「丞」。

秋公如齊 (21-18b-3) 顧炎武云「秋」誤作「利」。案此處「如齊」下、石經係補刊。宋本・岳本・足利本有注文「無傳」二字。諸本皆脫。

在桓三年 (21-18b-4) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「三」作「二」不誤。○今訂正。

傳四年

第二指 (21-18b-10) 宋本以下正義三節摠入「皆爲大夫」之下。

相視而笑 (21-19a-5) 岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「笑」作「笑」。案石經凡「笑」字、俱从竹从犬。

權不足也 (21-19b-2) 補刊石經「權」誤「權」。

・未無家人習翫之愛 (21-19b-10) 宋本・閩本・毛本「未」作「末」是也。○今訂正。◎正本も宋本諸本と同様「末」字に作る。

・則位號雖有 (21-20a-2) ◎阮刻本の「有」字は「存」字の誤刻。

・謂書弒者主名 (21-20a-3) 臧禮堂據注及隱四年正義改「主」作「之」是也。

・蔡人殺陳佗 (21-20a-7) 宋本「佗」作「他」。◎正本は宋本と異なり「佗」字に作る

・傳持見仲尼曰 (21-20a-10) 宋本・閩本・監本・毛本「持」作「特」是也。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「特」字に作る。

これが正しい。阮刻本同じ。

・藥物之齊非所習也 (21-20b-1) 閩本・監本・毛本「齊」作「劑」。

・故以比爲弒王也 (21-20b-2) 段玉裁校本「王」作「主」。◎正本・宋本・要義本ともに「主」字に作る。これが正しい。つまり段説に一致する。

・劉賈許穎 (21-20b-3) 宋本「穎」作「穎」是也。◎正本は「穎」字に誤る。阮刻本は「穎」字に作って誤らず。

・既不碎別國之與人 (21-20b-5) 閩本・監本・毛本「碎」作「辭」。

・而傳云莒杞公多行無禮於國 (21-20b-5) 宋本「杞」作「紀」是也。○今依訂正。◎正本も宋本と同様「紀」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・蔡侯宋雖無罪 (21-20b-10) ◎阮刻本の「宋」字は「朱」字の誤刻。

・是說逐君無罪臣之丈意也 (21-20b-10) 宋本・閩本・監本・毛本「丈」作「文」是也。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「文」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

般子文之子子揚 (21-21b-2) 閩本「揚」作「揚」非也。

賈爲椒譜子揚 (21-21b-2) 閩本・監本「爲」作「蔦」非也。

・注漳澁漳水邊 (21-21b-8) 宋本以下正義五節摠入注文「易其名也」之下。

・唯有涯涘岸澗 (21-21b-9) 宋本「涯」作「厓」是也。◎正本も宋本と同様「厓」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・成十五年六 (21-21b-10) 宋本「六」作「云」是也。◎正本・足利十行本も宋本と同様「云」字に作る。阮刻本同じ。

汰輶及鼓跗 (21-22a-2) 補刊石經・宋本・岳本作「汰」。下同。釋文亦作「汰」是也。「鼓」毛本作「鼓」字。正義同。按汲古閣作「鼓」字、皆从叀、與說文攷與鼓同意者合。今本說文篆體譌誤。詳段玉裁說文讀。

・其形圓如確頭 (21-22a-5) 閩本・監本・毛本「確」作「確」誤也。

・形如小鍾 (21-22a-6) 宋本「鍾」作「鐘」是也。◎正本も宋本と同様「鐘」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

又射汰輶以貫笠鞞 (21-22a-6) 六經正誤云「汰」作「汰」、「鞞」作「鞞」誤。案「汰」字亦誤。説見上。「鞞」説文云輻所湊也。从車鞞聲。釋文及石經各本並從隸省。

尊者則邊人執笠 (21-22a-7) 纂圖本・閩本・監本・毛本「邊」作「籩」誤。

・差於人情爲允耳 (21-22a-9) 閩本・監本・毛本「允」作「近」。◎正本・宋本は「允」字に作る。これが正しい。

・此是疆軍人之小耳 (21-22b-3) ◎阮刻本の「小」字は「心」字の誤刻。

從其母畜於邳 (21-22b-5) 釋文「於」作「干」。

邳夫人使奔諸夢中 (21-22b-6) 宋漢書班固敘傳作「曹中」。師古曰、曹雲曹澤也。引左傳作「曹中」。又云「曹」與「夢」同。

江夏安陸縣城東南 (21-22b-6) 案後漢書郡國志注文「縣」下無「城」字。

楚人謂乳穀謂虎於菟 (21-22b-8) 閩本・監本・毛本「謂」作「爲」非。補刊石經誤作「楚人謂乳爲穀謂虎爲於菟」。惠棟以爲唐石

經非也。云漢書敘傳「菟」作「釋」。如淳曰「穀」音構。牛羊乳汁曰構。師古曰「穀」讀如本字。又音乃苟反。「釋」或作「菟」。

並音塗。廣雅作「於鮒」。案「穀」當作「穀」。說文子部云穀乳也。說詳莊卅年釋文校勘記。

附釋音春秋左傳注疏卷第二十一 宣公五年盡十一年

經五年

・以先公遺體許人 (22-01a-8) 宋本「公」下有「之」字。◎正本には宋本と異なつて「之」字無し。

叔孫得臣卒 (22-01a-10) 淳熙本「得」誤「傳」。

・而且相隨行耳 (22-01b-2) 宋本無「且」字。◎正本にも宋本と同様「且」字無し。

・而言猶子叔姬者 (22-01b-3) 宋本「言猶」作「猶言」是也。◎正本も宋本と同様「猶言」に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・以其新歸於夫 (22-01b-3) 毛本「新」誤「所」。

傳五年

連昏於鄰國之臣纂圖本・毛本「鄰」作「隣」俗字。正義同。

・當以耻而不告 (22-01b-8) 宋本「耻」作「恥」、是正字。◎正本も宋本と同様「恥」字に作る。阮刻本同じ。

・必以嘉會昭告祖故 (22-01b-9) 宋本・閩本・監本・毛本「故」作「禰」是也。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「禰」字に作

る。これが正しい。阮刻本同じ。

・故當克躬罪已 (22-01b-10) 宋本「已」作「己」是也。

・不以嘉禮自珍 (22-01b-10) ◎正本・宋本・要義本・足利十行本は「珍」字を「終」字に作る。(05-17b-8) 所引釋例も参照。故書曰逆叔姬即自逆也 (22-02a-2) 「補」刊石經・宋本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「即」作「卿」是也。

嫌見逼而成昏 (22-02a-3) 宋本・淳熙本「逼」作「迫」。

・莊三十七年 (22-02a-6) 宋本・閩本・監本・毛本「三」作「二」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「二」字に作る。阮刻本同じ。不於彼發例者 (22-02a-6) 閩本缺「於」字。

三月廟見 (22-02a-7) 淳熙本作「廟」。古「廟」字。

・注禮送至示譏 (22-02a-8) 閩本脱「注」字。

・其禮無反馬 (22-02b-1) 毛本「禮」誤「經」。

・鄭元荅之云 (22-02b-1) 盧文弨「荅」作「箴」、是也。

・緇衣 (22-02b-2) 浦鏗正誤「衣」作「施」。案儀禮作「施」。

・乃奠菜鄭元云 (22-02b-7) 閩本・監本・毛本「乃奠菜」、「鄭」作「然後祭行」非也。

・擇日而祭於禩 (22-02b-8) 毛本「於」作「于」。案曾子問作「於」。

經六年

傳六年

・注禮盡至習也 (22-03a-9) 宋本以下正義二節摠入「此類之謂也」注下。

冬召桓公逆王后于齊 (22-03b-4) 補刊石經「桓」誤「蘇」。

九年十一年傳所稱屬之役 (22-03b-6) 纂圖本・閩本・監本・毛本「屬」作「厲」亦非。宋本・淳熙本・岳本・足利本作「厲」是也。其在周易豐之離 (22-03b-8) 顧炎武云、石經離卦誤畫作同人。案碑乃宋梁補刊、非唐刻也。

・注豐上至滅亡 (22-03b-10) 宋本此節正義在「鄭人殺之」句下。

・杜以筮得比卦 (22-04a-1) 宋本・閩本・監本・毛本「比」作「此」是也。◎正本は宋本諸本と異なり「比」字に誤る。

・故窺其戶 (22-04a-5) 宋本・閩本・監本・毛本「窺」作「闕」不誤。◎正本・要義本は諸本と異なり「窺」字に作る。「闕」字が正しい。実は宋本も「窺」字に作る。阮校の失校。

經七年

・衛侯至來盟 (22-04a-8) 宋本此節正義在「衛侯使孫良夫來盟」句下。
・使陽處父盟公以恥之 (22-04a-9) 宋本・閩本・監本・毛本「父」字不重。◎正本も宋本諸本と同様「父」字を重ねない。これが正しい。

傳七年

衛孫桓子來盟 (22-04b-4) 毛本「孫」誤「宋」。

・厲公篡太子忽之位 (22-05a-1) 閩本「大」作「太」。案古「太子」字皆作「大」。

・故諱不與謀之例 (22-05a-1) 宋本「諱」下有「從」字、是也。◎正本も宋本と同様「從」字が有る。これが正しい。

・晉士燮來聘 (22-05a-2) 宋本「燮」作「變」。◎正本も宋本と同様「燮」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・凡乞師者深求過理之辭 (22-05a-3) 毛本「理」作「禮」非也。

・臧宣叔卻錡是也 (22-05a-3) 閩本・監本「臧」誤「滅」。下同。毛本「卻」作「卻」亦非。下同。

・所以多相錯伐也 (22-05a-4) 閩本・監本・毛本「伐」作「亂」。案「伐」疑「代」字之誤。◎正本も「伐」字に作る。

・我不與彼謀 (22-05b-7) 閩本・監本・毛本「我彼」二字誤倒。

・公會劉子晉侯云于平邱 (22-05b-7) 宋本重「云」字。山井鼎云、當作「云云」、是也。◎正本・要義本も宋本と同様「云」字を重ねる。これが正しい。阮刻本同じ。

・非國之恥 (22-05b-8) 閩本・監本・毛本「恥」作「耻」。

經八年

・若賓死未將命 (22-06a-3) 毛本「賓」作「實」誤。

・有事至書地 (22-06a-3) 宋本以下正義「節摠入」去籥」注下。

・止是一事 (22-06b-1) 閩本・監本・毛本「止」作「只」。

既不書公子而稱仲遂者 (22-06b-1) 宋本・閩本・監本・毛本「書」作「稱」。◎正本は諸本と異なり「書」字に作る。実は宋本も「書」字に作る。阮校の失校。

釋天文 (22-06b-5) 閩本・監本・毛本「天」誤「祭」。

萬者何干舞也 (22-06b-7) 監本・毛本「干」誤「于」。

朱干王戚 (22-06b-8) 宋本・毛本「王」作「玉」是也。◎正本も宋本・毛本と同様「玉」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

以注隱五年亦直云萬舞也 (22-07a-1) 宋本「以」作「又」不誤。◎正本も宋本と同様「又」字に作る。阮刻本同じ。

敬諡 (22-07a-6) 宋本・岳本・毛本「諡」作「謚」。注正義同。案當作「諡」。說見前。

敬諡 (22-07a-6) 宋本此條正義在注文「克成也」之下。

諡法夙夜敬事曰敬 (22-07a-6) 宋本「敬事」作「勤事」是也。◎正本も宋本と同様「勤」字に作る。これが正しい。

戊午日下昊乃克葬 (22-07a-8) 宋本「昊」作「臭」是也。閩本・監本作「晏」。毛本作「旻」。下並同。○今訂作「臭」。

傳八年

晉人獲秦謀殺諸絳市 (22-07b-3) 顧炎武云「絳」誤「終」。案石經此處乃朱梁補刊。

有事于太廟 (22-07b-4) 補刊石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「太」作「大」是也。石經空于字、丹時失寫也。

舒蓼二國名 (22-07b-5) 諸本作「二」。陸燾云、羅泌曰「蓼」與「舒蓼」別。「舒蓼」阜陶之後、偃姓。若「舒」又是一國。僖之三年滅矣。杜氏分「舒蓼」爲二國名。孔氏遂以爲即文五年楚所滅之「蓼」。皆臆說也。按陸燾云是。

舒蓼二國名 (22-07b-6) 宋本以下正義二節摠入「盟吳越而還」注下。

羣舒舒蓼 (22-07b-6) 閩本・監本・毛本「羣舒」下空一字、非也。

劉炫以杜爲一國而規之非也 (22-07b-7) 宋本「一」作「二」。◎正本・足利十行本も宋本と同様「二」字に作る。これが正しい。

卻缺爲政 (22-08a-7) 毛本「卻」作「卻」非。下同。

朔盾之子代胥克 (22-08a-8) 監本「代」作「伐」誤。

注記禮至下柩 (22-08a-10) 宋本以下正義二節摠入注文「懷忌也」之下。

禮或作紼 (22-08b-1) 監本「紼」作「莠」非。

・繩之別名也 (22-08b-1) 毛本「繩」作「繩」是俗字。

經九年

夏仲孫蔑如京師 (22-08b-10) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本「蔑」作「蔑」不誤。補刊石經作「蔑」非。

九月晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯會于扈 (22-09a-2) 補刊石經「九月」下有「公會」二字、衍文。

・注卒於至日誤 (22-09a-4) 閩本脫「注」字。

・皆從起 (22-09a-6) 宋本・監本・毛本「起」作「赴」不誤。◎正本・足利十行本も宋本・毛本と同様「赴」字に作る。阮刻本同じ。

・晉侯實在竟外卒 (22-09a-7) 宋本「晉」上有「據」字。◎正本は宋本と異なり「據」字無し。

・下有十月 (22-09a-8) 監本「十」誤「卜」。

・臣之盡忠之爭 (22-09b-5) 宋本「爭」作「事」是也。◎正本は宋本と異なり「爭」字に作る。あるいは「爭」字が正しいか。阮

刻本は「事」字に作る。

・孔子流浴而朝 (22-09b-6) 宋本「流」作「沐」是也。◎正本も宋本・毛本と同様「沐」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・是與比干諫死同 (22-10a-1) 閩本「干」誤「于」。

・則少師忠款之心 (22-10a-1) 閩本・監本・毛本「款」作「欸」是俗字。

傳九年

言周徵也 (22-10a-4) 淳熙本「周」作「問」非。

夏孟獻子聘於周 (22-10a-5) 石經・宋本「於」作「于」。

厚賄之 (22-10a-5) 閩本・監本「賄」誤「賂」。

・不書至將帥 (22-10a-5) 宋本此節正義在「乃還」句下。

・秦小子憖 (22-10a-10) 宋本「憖」作「憖」、與說文合。此本「子」誤「七」。今訂正。◎正本も宋本・毛本と同様「憖」字に作る。

これが正しい。阮刻本同じ。

・仍存大夫帥之 (22-10a-10) 宋本「存」作「有」是也。◎正本も宋本・毛本と同様「有」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

陳靈公與孔寧儀行父通於夏姬 (22-10b-3) 案鄭氏注禮運賈氏疏士喪禮引傳「寧」作「甯」。補刊石經・宋本「於」並「作」是也。

下「以戲于朝」字、唯纂圖本・毛本作「於」。

民無効焉 (22-10b-6) 補刊石經・宋本・淳熙本・岳本「効」作「效」是也。釋文作「傲」。

十二年卒有楚子入鄭之禍 (22-11a-5) 淳熙本「十二」誤「十」字。

經十年

已巳齊侯元卒 (22-11a-8) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本「已巳」作「己巳」是也。○今訂正。

・次見無罪 (22-11b-2) ◎阮刻本の「次」字は「以」字の誤刻。

靈公惡不加民 (22-11b-4) 淳熙本「民」作「氏」。

・今魯伐取之 (22-12a-2) 監本・毛本「伐」作「仍」非也。

傳十年

不皆改舊史 (22-12b-1) 宋本無「史」字。案正義摘注作「典策至改舊」、是無「史」字之明證。

・注典策至改舊 (22-12b-1) 宋本以下正義四節摠入「不然則否」注下。

・若乃稱司城 (22-12b-2) 監本作「乃若」。

・仲尼新褒之實 (22-12b-3) 宋本「新」作「所」是也。◎正本も宋本と同様「所」字に作る。これが正しい。

・何休膏肓 (22-12b-4) 毛本誤「膏育」

凡諸侯之大夫違 (22-12b-6) 石經・宋本・淳熙本・岳本・監本・毛本並作「侯」。此本・閩本誤作「使」。今訂正。

上某氏者姓下某名 (22-12b-8) 宋本「氏」作「出」。下「某」下有「出者」二字。案正義曰「故云上某出者姓」、似從宋本爲得也。

・豈天子命者出奔 (22-12b-10) 閩本・監本・毛本「豈」作「蓋」非也。

・如守臣謂守宗廟之臣 (22-13a-1) 宋本「如」作「知」是也。盧文弨校本作「則」、依考文改。◎正本も宋本と同様「知」字に作る。これが正しい。

飲酒於夏氏 (22-13a-9) 補刊石經・宋本「於」作「于」。

公出自其廡 (22-13b-1) 纂圖本・監本・毛本「廡」作「廡」俗字。

・注潁水至入淮 (22-13b-9) 宋本此節正義在「諸侯之師戍鄭」句下。

諸侯之師戍鄭鄭子家卒 (22-13b-10) 毛本空上七字。纂圖本同。何焯云、宋本無「諸侯之師戍鄭」句。今宋本皆有。何焯所據、似纂圖本也。

・注以四至卿禮 (22-14a-2) 宋本此節正義在「改葬幽公諡之曰靈」句下。

・然則子家上大夫 (22-14a-3) 各本作「大」。此本誤作「夫」。今訂正。◎足利十行本は「大」字に作つて誤らず。

經十一年

潁川長平縣東南有辰亭 (22-14a-6) 案惠棟云、酈氏曰今此亭在長平城西北、長平縣在東南。或杜氏不謬。傳寫誤耳。故以狄爲會主 (22-14a-8) 淳熙本「狄」誤「秋」。

攢函狄地 (22-14a-8) 毛本「攢」作「攢」非也。

・皆歷序諸國 (22-14a-9) 宋本・毛本「歷」作「列」。◎正本は「歷」字に作る。これが正しい。実は宋本も「歷」字に作る。阮校の失校。

・序列亦然 (22-14a-9) 閩本・監本・毛本「列」作「例」非也。

・卻成子勸其勤是 (22-14a-10) 毛本「卻」誤「卻」。

・故書入在殺徵舒之後 (22-14b-7) 閩本・監本・毛本「在」誤「陳」。

・傳云書曰入陳 (22-14b-10) 閩本・監本・毛本「云」作「言」。

・殺陳孔奐 (22-15a-1) 宋本・閩本・監本・毛本「孔」。此本誤「札」。今訂正。

・因入乃討陳賊 (22-15a-2) 宋本・閩本作「乃」、監本・毛本作「方」非。◎正本も宋本・閩本と同様「乃」字に作る。これが正しい。阮刻本同。

定亡君之嗣 (22-15a-4) 淳熙本「亡」作「」非也。

・計應罪楚子 (22-15a-6) 宋本・閩本・監本・毛本「計」作「例」是也。◎正本は諸本と異なり「計」字に作る。阮刻本は「例」字に作る。実は宋本も「計」字に作る。阮校の失校。

傳十一年

傳言楚與晉狎主盟 (22-15b-5) 纂圖本・監本・毛本「主」誤「王」。

- ・注艾獵孫叔敖 (22-15b-7) 宋本以下正義四節摠入「不」下。
- ・本不必然 (22-15b-9) 閩本・監本・毛本「不必」作「必不」。
- ・慮事謀慮計功 (22-15b-9) 宋本・岳本・足利本「謀」作「無」。按正義當作「無」。
- ・封其四疆 (22-15b-10) 宋本・閩本・監本・毛本「疆」作「疆」是也。◎正本も宋本・閩本と同様「疆」字に作る。これが正しい。阮刻本同。
- ・鄭元云 (22-16a-1) 監本・毛本誤作「云云」。
- ・財用築作具 (22-16a-3) 閩本・監本「作」作「用」。
- ・平板榦 (22-16a-4) 釋文「榦」作「幹」、「云本亦作「榦」是也。
- ・楨幹楨也 (22-16a-4) 宋本「幹楨」作「榦榦」是也。案莊廿九年・成二年皆作「榦榦」。○今訂正。◎正本も宋本と同様「榦榦」に作る。これが正しい。阮刻本同。
- ・榦所以當牆兩邊榦上者 (22-16a-5) 宋本「榦」作「榦」。「牆」作「牆」。「上」作「土」是也。◎正本も宋本と同様「榦所以當牆兩邊榦上者」に作る。これが正しい。阮刻本同。
- ・臥鄣土者 (22-16a-5) 宋本作「臥」是也。此本作「邸」謬。閩本・監本・毛本作「即」亦非。○今從宋本。◎足利十行本誤らず。即彼文榦也 (22-16a-6) 宋本・毛本作「文」。閩本・監本誤「丈」。「榦」宋本作「榦」。◎正本・足利十行本も宋本と同様「即彼文榦」に作る。これが正しい。
- ・謀監主 (22-16a-10) 宋本「主」作「正」。
- ・注少西至之名 (22-16b-9) 宋本以下正義四節摠入「書有禮也」注下。
- ・時有楚之屬國從行也 (22-17a-6) 毛本「屬」誤「辱」。
- ・夏徵舒爲不道弑其君 (22-17a-3) 監本・毛本改「殺其」。
- ・反之可乎對曰吾儕小人 (22-17b-4) 閩本・監本・毛本脱「對」字。
- ・全以討亂存國爲大 (22-17b-9) 宋本・淳熙本・岳本監本・毛本「大」作「文」是也。
- ・善其復禮 (22-17b-9) 岳本・監本・毛本「復」作「得」、與正義合。

- ・注没其至復禮 (22-17b-10) 監本・毛本「復」作「得」。
 - ・言陳國見存入而納此人耳 (22-17b-10) 監本「入」誤「人」。
 - ・又微事于晉 (22-18a-2) 釋文「微」作「傲」。
 - ・上指厲 (22-18b-8) 宋本「厲」下有「役」字。◎正本にも宋本と同様「役」字が有る。要義本同じ。これが正しい。
- 附釋音春秋左傳注疏卷第二十一

附釋音春秋左傳注疏卷第二十三 宣十二年 宋本「春秋正義卷第十七」。石經「春秋經傳集解宣下第十一」。岳本「宣」字下增「公」字。並盡十八年 ◎正本「春秋正義卷第十七 宣下」。

經十二年

而又微事晉故 (23-01a-4) 釋文「微」作「傲」。

- ・雞父之戰 (23-01a-7) 監本・毛本「雞」作「鷄」。
- ・蕭叔人心者 (23-01a-10) 宋本・監本・毛本「人」作「大」是也。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「大」字に作って誤らず。
- ・戊寅乃是十一月九日 (23-01b-1) 閩本・監本・毛本脱「戊寅」二字。
- ・傳稱師定多寒 (23-01b-2) 宋本・監本・毛本「定」作「人」是也。◎正本・十行本も宋本諸本と同様「人」字に作る。阮刻本同じ。

傳十二年

- ・臨哭至祖廟 (23-02a-3) 宋本以下正義六節摠入「子良出質」注下。
- ・象其尊貌 (23-02a-3) 毛本「尊貌」作「宗廟」非也。
- ・陴城上僻倪 (23-02a-6) 宋本「僻」作「俾」是也。案說文云、陴城上女牆僻倪也。釋名作「睥睨」。言於其孔中睥睨非常也。廣雅作「埤垝」、云女牆也。○今依宋本作「俾倪」。疏内並同。
- ・注陴城上僻倪 (23-02a-7) 宋本作「俾倪」。◎正本も宋本と同様「俾倪」に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・傳於堞 (23-02a-8) 宋本「傳」作「俾」、與傳文合。◎正本も宋本と同様「傳」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・巢牛臣隱於短牆以射之 (23-02a-8) 宋本・毛本「臣」誤「城」。

- ・盧蒲癸攻崔氏 (23-02a-9) 宋本・監本・毛本「癸」作「嬖」是也。◎正本も宋本諸本と同様「嬖」字に作る。阮刻本同じ。
- ・俾倪女牆也 (23-02a-10) 宋本作「俾倪女牆也」。案今本廣雅作「埤垝」。◎正本は宋本と同様「俾倪女牆也」に作る。要義本も同じ。これが正しい。
- ・杜以三月克之 (23-02b-3) 宋本「三」作「二」非也。
- ・不應此至六月而晉人不聞 (23-02b-4) 宋本・閩本・監本・毛本「此」作「比」。◎正本は宋本諸本と異なり「此」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・圍三月 (23-02b-5) 宋本「圍」上有「進」字。◎正本も宋本と同様「進」字が有る。これが正しい。
- ・不泯其社稷 (23-03a-3) 各本「作」泯」。補刊石經作「泯」。依石經避唐太宗嫌名。
- ・願楚要福于此四君 (23-03a-4) 纂圖本・毛本「于」作「於」、與傳文同。
- ・皆厲宣並言之 (23-03a-6) 閩本「並」誤「益」。
- ・先穀佐之 (23-03b-9) 補刊石經此處缺。釋文云「穀」本又作「穀」。
- ・注堯季代林父 (23-03b-10) 宋本自此以下至「注鯨鯢大魚名」正義、摠入「告成事而還」句注下。
- ・傳無其代 (23-04a-1) 毛本「代」誤「伐」。
- ・隨武子曰善 (23-04b-4) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本「隨」作「隨」。
- ・觀釁而動 (23-04b-5) 李善注班孟堅述高帝紀引傳文「釁」作「釁」、俗字也。
- ・不易行征伐也 (23-04b-9) 宋本「不易」下有「者」字。◎正本には宋本と異なり「者」字無し。
- ・楚軍討鄭 (23-04b-10) 石經・宋本・淳熙本・足利本「軍」作「君」是也。
- ・服而舍之 (23-05a-1) 李善注文選辨亡論引作「赦之」。
- ・彼四民謂士農工商 (23-05a-8) 宋本・閩本・監本・毛本「謂」作「爲」非也。◎正本は諸本と異なり「謂」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。実は宋本も「謂」字に作る。阮校の失校。
- ・傳稱大宰伯州犂是也 (23-05b-3) 宋本「犂」作「黎」。◎正本も宋本と同様「黎」字に作る。
- ・不共碎役 (23-05b-7) 閩本・監本・毛本「碎」作「卒」非也。

- ・ 歩卒被分在右者 (23-05b-7) 閩本・監本・毛本「在」誤「左」。
- ・ 尊謂臥止之草 (23-05b-9) 監本・毛本「止」誤「上」。◎阮刻本には「止」字に補正した痕跡が見える。
- ・ 故云爲宿衛也 (23-05b-9) 宋本「衛」作「備」是也。◎正本も宋本と同様「爲宿備」に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・ 前有斥候踰伏 (23-05b-10) 案爾雅釋言疏引亦作「踰」。岳本・足利本作「蹋」是也。釋文同。案說文無「踰」字。○今訂正。
- ・ 前有車騎則載飛鳩 (23-06a-4) 宋本「鳩」作「鴻」是也。◎正本も宋本と同様「鴻」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・ 前有摯獸則載貔貅 (23-06a-4) 監本「貅」作「豺」。無此字。形相近而誤。
- ・ 戒勅令 (23-06a-7) 毛本「勅」作「敕」。正義同。
- ・ 而自備辨也 (23-06a-8) 宋本「辨」作「辦」。◎正本は宋本と異なり「辨」字に作る。。阮刻本同じ。
- ・ 百官卿大夫也 (23-06b-1) 毛本「卿」作「鄉」非也。
- ・ 以其屬衛王也 (23-06b-1) 閩本・監本・毛本「王」作「士」誤也。
- ・ 旂車建旌 (23-06b-2) 閩本・監本・毛本「旂」作「游」。案周禮作「旂」。
- ・ 言唯賢是任 (23-06b-8) 宋本「言」上有「於舊内選賢」五字。◎正本にも宋本と同様「於舊内選賢」の五字が有る。要義本も同様。これが正しい。
- ・ 便即用之 (23-06b-9) 監本「用」作「周」非也。
- ・ 老有恩惠 (23-06b-9) 浦鏜正誤「恩」作「加」是也。◎正本は「恩惠」に作る。阮刻本は浦鏜説に従って「加惠」に作る。
- ・ 刑「經解本「行」字に誤刻」威苦其不行 (23-07a-8) 毛本「其」誤「莫」。
- ・ 皆不易之事 (23-07a-9) 宋本「皆」下有「是」字。◎正本には宋本と異なり「是」字無し。
- ・ 副上德 (23-07a-10) 閩本・監本「副」誤「嗣」。
- ・ 序云言能洵先祖之道以養天下故以洵爲名焉 (23-07b-6) 案詩序「洵」作「酌」。
- ・ 於歎辭也 (23-07b-6) 閩本・監本・毛本「歎」作「嘆」。
- ・ 耆音指指致聲相近 (23-07b-9) 閩本・監本・毛本「指指」改「旨旨」。
- ・ 言養之使時然後可討之 (23-07b-9) 宋本「時」作「昧」是也。◎正本も宋本と同様「昧」字に作る。阮刻本同じ。

- ・實爲疆也 (23-08a-3) 閩本・監本・毛本「爲」作「無」是也。◎正本は「爲」字に作る。阮刻本は「無」字に作る。
- ・於鑠王師 (23-08a-6) 諸本作「王」。此本誤「上」。今訂正。
- ・聞敵疆而退 (23-08a-10) 閩本・監本「疆」作「疆」。
- ・命有軍師 (23-08a-10) [補] 各本「有」作「以」、「師」作「帥」、與釋文・正義合。此本誤也。
- ・言晉之所以得爲霸王者 (23-08b-3) 宋本・監本・毛本「王」作「主」是也。閩本此處模糊。◎正本も宋本諸本と同様「主」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・必當有禍 (23-08b-6) 監本・毛本「禍」誤「過」。
- ・令者師出乃以律從人 (23-08b-7) 宋本「令」作「今」是也。◎正本も宋本と同様「今」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・故云且律竭 (23-09a-1) 毛本「且」誤「見」。
- ・似法當嚴整 (23-09a-2) 閩本・監本・毛本「似」作「以」非。
- ・必大咎也 (23-09a-5) 宋本「必」下有「有」字、是也。◎正本にも宋本と同様「有」字が有る。要義本同じ。これが正しい。
- ・故應否臧之凶 (23-09a-9) 宋本・岳本・足利本「否」作「不」。
- ・衆聚則疆 (23-09b-1) 閩本・監本「疆」作「疆」非也。
- ・川壅爲澤 (23-09b-2) 釋文云「壅」本又作「雍」。注皆同。案說文《水部》注引作「離」。「澤」字下多「凶」字。
- ・乘法不用 (23-09b-6) 閩本・監本・毛本「乘」作「乖」亦非。宋本作「棄」是也。○今依宋本。◎正本も宋本と同様「棄」字に作る。これが正しい。
- ・法從人也 (23-09b-6) 宋本「法」上有「是」字、是也。◎正本には宋本と異なり「是」字無し。
- ・故曰律否臧 (23-09b-8) 補刊石經「否」作「不」。
- ・則爲法不行 (23-09b-9) 宋本「則」上有「水不流」三字。◎正本も宋本と同様「水不流」の三字が有る。これが正しい。
- ・澤不行之物 (23-10a-3) 纂圖本・監本・毛本「澤」誤「釋」。
- ・此禍也 (23-10a-5) 宋本「此」上有「主」字、是也。◎正本も宋本と同様「主」字が有る。要義本同じ。これが正しい。
- ・弟子輿尸 (23-10a-6) 毛本「尸」誤「師」。

故杜略去之 (23-10a-7) 毛本「去」誤「用」。

爲明年晉殺先穀傳 (23-10a-8) 宋本·淳熙本「晉」下有「人」字。

三軍皆敗 (23-10b-3) 毛本「皆」作「既」。

楚子北師次於郟 (23-10b-3) 釋文亦作「郟」。監本·毛本誤作「郟」。注同。

令尹叔孫敖弗欲曰 (23-10b-8) 補刊石經·宋本·淳熙本·岳本「叔孫」作「孫叔」是也。○今訂正。

令尹南轅反旆 (23-11a-1) 補刊石經·宋本·岳本「旆」作「旆」不誤。注同。○今訂正。

迴車南鄉 (23-11a-1) 宋本·纂圖本·毛本「迴」作「迴」。釋文云「鄉」本又作「嚮」。案後漢書袁紹傳注引作「回軍南向」。按「鄉」是正字。

次于管以待之 (23-11a-8) 釋文「于」作「於」。又云「管」本或作「菅」。案「管」字是也。管即管叔所封之國。見僖二十四年。杜

於彼注亦云、管國在滎陽京縣東北。

晉師在敖鄙之間 (23-11a-8) 顧炎武云、石經「師」誤「帥」。案石經不誤。所據乃王堯惠刻也。

次于管 (23-11a-10) 毛本「管」作「菅」。

鄭皇戌使如晉師曰 (23-11a-10) 宋本·岳本·閩本·監本「戌」作「戊」是也。釋文亦作「戊」。浦鏜云、凡人名除定十三年公叔戌外、並從戌亥之戌。○按不悉出。

在軍 (23-11b-7) 宋本「軍」誤「君」。

子熊咆立 (23-12a-2) 浦鏜正誤「咆」作「咆」。按浦鏜按亦非。玉篇口部咆字云、史記曰、楚先有熊咆、是爲蚡冒、則「咆」當从口。

凡人貧衣破醜敝爲藍縷 (23-12a-3) 考文「破」作「被」、非。

故謂比爲偏之兩 (23-12b-4) ◎阮刻本の「比」字は「此」字の誤刻。

注十五至承副 (23-12b-4) 毛本「承」誤「乘」。

凡二百五十篇 (23-12b-6) ◎阮刻本の「」字は「」字の誤刻。

十五卒爲偏習司馬法之文 (23-12b-6) 宋本「卒」作「乘」、「習」作「皆」不誤。◎正本も宋本と同様「十五乘爲偏、皆司馬法之

文」に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・多少皆望文也 (23-12b-8) 宋本「望」作「妄」字。按疏謂三處偏字、皆各望文爲訓耳。「望」是也。◎正本は宋本と異なり「望」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・舊於穰苴前已有 (23-12b-9) 宋本「舊」下有「偏」字。◎正本にも宋本と同様「偏」字が有る。要義本同じ。これが正しい。

・周禮有又 (23-12b-9) 宋本「又」作「文」。◎正本も宋本と同様「文」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・右廣雞鳴初駕 (23-13a-1) 閩本・監本・毛本「雞」作「鷄」。

又何俟 (23-13a-7) 補刊石經「俟」字下、後人旁增「焉」字、非也。

・而下其去之與住也 (23-13a-8) 閩本・監本・毛本「住」作「往」非也。

實猶充也 (23-13a-10) 監本・毛本「充」誤「克」。下同。

・鄭宋屬楚 (23-13b-5) 宋本・閩本・監本・毛本「宋」作「未」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「未」字に作る。阮刻本同じ。

卅廢王命 (23-13b-8) 纂圖本・閩本・監本・毛本「卅」誤「母」。

遷徙也 (23-14a-2) 淳熙本・纂圖本・閩本・毛本「徙」作「徒」非也。

・致已欲戰之意於敵人 (23-14a-6) 宋本「已」作「巳」是也。

・故單車揚威武以挑之 (23-14a-6) 宋本・毛本「揚」作「揚」是也。

靡旌驅疾也 (23-14a-8) 宋本「旌」作「族」非。

御下兩馬 (23-14b-2) 案惠棟云、鄭注周禮環人引作「擗馬」。釋文引徐先民云、或作「擗」。案此則「兩」本「擗」字。故服・杜訓爲飾。古文省作「兩」。

・謂隨宜刷刮焉 (23-14b-4) 宋本「焉」作「馬」是也。◎正本も宋本と同様「馬」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

龜背之隆高當心 (23-14b-8) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「心」下有「者」字。

・正義曰 (23-14b-9) 毛本「口」作「巳」。

・易離卦象云 (23-14b-9) 監本「離」誤「雜」。◎十行本(宋刻)も「雜」字に誤る。

・背高而前後下 (23-14b-9) 監本「背」誤「皆」。

- ・非能偏及於百官也 (23-15a-4) 毛本「偏」作「偏」非。
- ・獻獸之未至以爲語之亂耳 (23-15a-5) 宋本「獸」作「禽」、「亂」作「辭」是也。◎正本も宋本と同様「獻禽之未至以爲語之辭耳」に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- 及熒澤 (23-15a-9) 岳本・纂圖本「熒」作「榮」非。注同。案後漢書郡國志注引傳文脫「澤」字。
- 與魏鎬皆命而往 (23-15b-4) 石經「皆」下旁有「受」字、後人妄加也。
- 二憾往矣 (23-15b-4) 釋文「憾」作「感」。石經・宋本亦作「感」。石經改刊、加「旁」、不可從也。
- 右廣雞鳴而駕 (23-16a-7) 纂圖本・閩本・監本・毛本「雞」作「鷄」。
- 養由基爲右 (23-16a-7) 毛本「由」作「由」。避所諱。後漢書班彪傳作「游」。文選東都賦同。
- 屈蕩搏之 (23-16b-1) 閩本・監本・毛本「搏」作「搏」誤。
- ・廣車橫車之車 (23-16b-4) 宋本「橫車」作「橫陳」是也。◎正本も宋本と同様「橫陳」に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・備設鉤擊 (23-17a-1) 案「擊」字當作「般」。説詳毛詩校勘記。
- 敢藉君靈 (23-17b-3) 石經初刻「藉」誤从竹、改从廿。
- 使潘黨率游闕四十乘 (23-17b-3) 鄭氏注周禮車僕引傳文「率」作「帥」、「游」作「旃」。
- 屈蕩「之」曰 (23-17b-10) 石經・宋本・淳熙本・岳本「戶」作「戶」是也。案漢書王嘉傳注・李善文選范蔚宗宦者傳論注引並同。錢大昕跋余仁仲校刻左傳本云、家藏淳熙九經及長平游御史本巾箱小本俱作「戶」字。
- 亦必以終 (23-18a-1) 李善注范蔚宗宦者論引作「必以此終」。
- 戶止 (23-18a-1) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「戶」作「戶」。「止」下有「也」字、是也。
- 軍中易乘 (23-18a-1) 宋本・淳熙本「軍」字脫。
- ・上文且則右廣初駕 (23-18a-3) 閩本・監本・毛本「則」作「云」。盧文弨校本「且則」作「則云」亦非。宋本「且」作「且」。◎正本も宋本と同様「且」字に作る。要義本同じ。これが正しい。
- ・今楚王偶然乘左廣以逐趙旃 (23-18a-4) 宋本・監本・毛本「廣」作「車」非。◎正本は「廣」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。実は宋本も「廣」字に作る。阮校の失校。

・此言晉人廣隊 (23-18a-5) 閩本「此」作「比」非也。

楚人碁之脱局 (23-18a-6) 惠棟云說文引作「楚人界之」、云舉也。黃顥說廣車陷楚人爲舉之。案此則「碁」當爲「界」。杜氏所據本與許所據不同也。

局車上兵闌 (23-18a-7) 宋本・岳本「闌」作「蘭」。案管子小匡篇注云、蘭錡兵架也。

・注碁教至兵闌 (23-18a-8) 閩本・監本・毛本「蘭」作「闌」非。

・今杜以局爲車上兵闌 (23-18a-9) 宋本「闌」作「蘭」。下同。

・釋文云 (23-18b-3) 毛本「文」作「天」是也。◎正本も毛本と同様「天」字に作る。要義本同じ。これが正しい。

・郭璞曰 (23-18b-3) 監本・毛本「曰」作「云」。

逢大夫與其子子乘 (23-18b-8) 閩本「逢」作「逢」。岳本有注云「逢」音龐。蜀本作「逢」。此七字校刊時誤入。案逢从逢是也。从夆者誤。

趙叟在後 (23-18b-9) 惠棟云「叟」與「叟」同。見無極山碑。說文作「叟」、云「叟」或作「叟」。案五經文字云「叟」素口反。與「叟」同。見春秋傳。

・故杜辯之云 (23-19a-3) 宋本「辯」作「辨」。◎正本・足利十行本は宋本と異なり「辯」字に作る。阮刻本は「辨」字に作る。

抽矢敢 (23-19a-6) 惠棟云、鄭注既夕禮云、古文「敢」作「騶」。漢書鼂錯傳云、材官騶發矢道同的。如淳曰騶矢也。小顔曰騶謂善矢。左氏傳作「敢」字、其音同耳。則知古「敢」字「作「騶」也。按「騶」自是假借字。作「敢」是正字。

・常在軍後 (23-19b-9) 監本・毛本「軍」作「君」非也。

・與其輦輦 (23-19b-10) 監本「輦」作「輦」非也。

・輦人輓行濟以載住器也 (23-19b-10) 宋本「輓」作「挽」、「濟」作「所」、「住」作「任」。與鄭注合。◎正本は「輦人輓行濟所載住器也」字に作る。阮刻本同じ。

・止以爲蕃營 (23-19b-10) 閩本・監本・毛本「蕃」作「藩」。

築軍營以章武功 (23-20a-3) 淳熙本・岳本・足利本「章」作「彰」。

載戢干戈 (23-20a-7) 監本・毛本「干」誤「干」。

- ・戢訓爲歛聚歛藏之義 (23-20b-2) 宋本「歛」作「斂」。◎正本も宋本と同様「斂」字に作る。阮刻本同じ。
- ・詩頌云 (23-20b-3) 宋本「頌」作「序」是也。◎正本も宋本と同様「序」字に作る。阮刻本同じ。
- ・則頌詩功成乃成乃作 (23-20b-4) 案「乃成」二字衍文。宋本無。◎正本は宋本と異なり「乃成」二字の衍文有り。無いのが正しい。
- ・非克商之作也 (23-20b-4) ◎阮刻本の「之」字は「即」字の誤刻。
- ・夏大釋詁文 (23-20b-6) 宋本・閩本・監本・毛本「大」誤「人」。◎正本は「大」字に作つて誤らず。阮刻本同じ。実は宋本も「大」字に作る。阮校の失校。
- 鋪時釋思 (23-20b-8) 案詩周頌正義引作「敷時敷思」。
- 我徂維求定 (23-20b-9) 石經・宋本・淳熙本・岳本「維」作「惟」。案傳引詩書多從卜旁。
- 我往惟自求安定 (23-21a-1) 閩本・監本・毛本「往」作「徂」。毛本「惟」作「維」。
- 屢豐年 (23-21a-2) 案惠棟云、說文無「屢」字。當從毛詩作「婁」。今詩亦有作「屢」者俗作之。
- 蓋楚樂歌之次第 (23-21a-3) 依正義及宋本標起止、皆云「之第」則「次」字衍也。
- 其六曰至豐年 (23-21a-4) 宋本無「曰」字。◎正本にも宋本と同様「曰」字無し。
- 數有豐熟之年 (23-21a-5) 宋本「熟」作「孰」是也。◎正本も宋本と同様「孰」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- 注其六六篇至次第 (23-21a-5) 宋本無「篇至」二字。「次」作「之」字。按疏云故楚樂歌之第、是注古本無「次」字也。◎正本は宋本とも異なり「注其六至之第」に作る。これが正しい。
- 別無次第 (23-21a-6) 宋本「無」作「爲」是也。◎正本も宋本と同様「爲」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- 第六引綏萬邦 (23-21a-8) 毛本「邦」誤「拜」。
- 季札觀樂 (23-21a-10) 宋本「札」作「扎」非也。
- 今頌篇次 (23-21b-1) 宋本「今」下有「周」字、是也。◎正本にも宋本と同様「周」字が有る。これが正しい。
- 以規杜失非也 (23-21b-8) 閩本・監本・毛本「失」作「過」。
- 既事而奠于牧室 (23-22a-6) 宋本「于」作「於」、與大傳合。◎正本も宋本と同様「於」字に作る。阮刻本同じ。

取其鯨鯢而封之 (23-22a-8) 惠棟云、說文引作「鱸鯢」、云海大魚也。或从京。漢書薛宣傳曰、古者明王伐不敬、取其鱸鯢。

小顏曰鱸。古「鯨」字。

· 俗說出入穴即爲朝水 (23-22b-2) 宋本「朝」作「潮」是也。◎正本も宋本と同様「潮」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

· 又何以爲京觀乎 (23-22b-3) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「何」作「可」。石經無「觀」字、後旁増于「京」字下。爾雅疏引亦脱。

· 子服石制也 (23-22b-6) 淳熙本「子」作「予」誤。

· 是役至魚臣 (23-22b-6) 宋本以下正義二節摠入注「恃亂則禍歸之」之下。

· 桓子請死 (23-23a-4) 宋本以下正義二節摠入「使復其位」注下。

· 晉師三日穀 (23-23a-6) 石經「日」字下旁増「館」字、此後人據僖廿八年傳妄加也。

· 今天或者大警晉也 (23-23b-2) 淳熙本「大」誤「天」。正德本作「夫」亦非。

· 以補王過 (23-23b-7) ◎正本「王」字を「主」字に作る。これが正しい。

· 遂圍蕭蕭潰 (23-24a-1) 顧炎武云、下有「明日蕭潰」之文。此處疑衍。若此云「蕭潰」、下便不得言「遂傳于蕭」也。炎武說是也。

· 拊而勉之 (23-24a-2) 文選李善注潘安仁馬汧督誅引「拊」作「撫」。

· 蕭潰 (23-24a-3) 宋本以下正義五節摠入「明日蕭潰」節注下。

· 皆如挾纊 (23-24a-4) 說文引亦作「皆如挾纊」、云或從充作「統」。水經作「廿二」。「如」作「同」非是。

· 纊綿也 (23-24a-4) 宋本「綿」作「縣」。正義同。按「縣」「綿」正俗字。

· 遂傳於蕭 (23-24a-4) 補刊石經「蕭」下有「城」字非也。

· 有山鞠窮乎 (23-24a-8) 羣經音辨引作「鞠窮」。

· 鞠窮所以禦濕 (23-24a-8) 纂圖本・毛本「濕」作「溼」。

· 奈何 (23-24b-2) 淳熙本・岳本「奈」作「柰」。按「柰」正字。○今訂正。

· 必須入井 (23-24b-5) 宋本「井」作「水」是也。◎正本も宋本と同様「水」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

· 哭井則已 (23-24b-6) 補刊石經・宋本・岳本「已」作「巳」是也。○今訂正。

· 已展叔自謂也 (23-24b-9) 浦鏜正誤作「叔展」是也。

則茅經存馬 (23-24b-10) ◎阮刻本の「馬」字は「焉」字の誤刻。

・注原穀先穀 (23-25a-1) 宋本此節正義在「衛人救之」節注下。

・上文稱爲僂子 (23-25a-3) 閩本・監本・毛本「爲」作「其」非也。

於是卿不書 (23-25a-4) 補刊石經作「於是乎卿不書」。

附釋音春秋左傳注疏卷第二十三

附釋音春秋左傳注疏卷第二十四 宣十三年至十八年

經十三年

傳十三年

・傳稱不實其言 (24-01a-9) 毛本「實」作「食」非也。

・見諸國皆合責也 (24-01a-10) 毛本「諸」字模糊。

已則取之 (24-01b-3) 石經此處缺。宋本・岳本・纂圖本「已」作「己」不誤。今從之。

・亦是晉刑大過 (24-01b-5) 閩本・監本・毛本「大」作「太」。下同。

・已自取之 (24-01b-6) 宋本「已」作「己」是也。

爲明年殺孔達傳 (24-02a-1) 閩本・監本・毛本「爲」上不加「注」字、舊式也。

經十四年

冬公孫歸父會齊侯于穀 (24-02a-5) 毛本「于」作「丁」誤。

傳十四年

構我敝邑于大國 (24-02a-8) 石經初刻「構」作「搆」。改從木旁、是也。閩本・監本・毛本作「搆」。

・注以有至妻之 (24-02a-10) 宋本此節正義在「使復其位」注下。

・復以女妻之 (24-02b-1) 閩本・監本・毛本「復」作「故」。按作「復」是也。◎正本・宋本は「復」字に作る。

・是孔達忠於衛國 (24-02b-3) 毛本「注」誤「終」。

- ・ 祇欲虛以說晉 (24-02b-3) 宋本「祇」作「祇」。案當作「祇」。
- ・ 女有家男有室 (24-02b-3) 毛本誤作「男有家女有室」。
- ・ 不復云復室其子 (24-02b-4) 宋本上「復」字作「得」是也。◎正本は宋本と同様「得」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・ 晉敗於邲鄭遂屬楚 (24-02b-7) 纂圖本・毛本「於」作「于」、「屬」作「服」誤也。
- ・ 蒐簡閱車馬 (24-02b-8) 足利本作「軍馬」。
- ・ 鄭伯如楚 (24-02b-10) 閩本「鄭」誤「郎」。
- ・ 楚子使申舟聘于齊 (24-03a-2) 呂氏春秋行論篇注引「舟」作「周」。案「舟」「周」古字通。石經此處缺。
- ・ 注昭明也聾闇也 (24-03a-5) 宋本以下正義二節摠入「楚子圍宋」之下。
- ・ 人之聽視聰明 (24-03a-5) 閩本・監本・毛本「聽視」倒。
- ・ 履及於室皇 (24-03b-2) 惠棟云、高誘呂覽行論篇注引傳作「經皇」。與莊十九年「經皇」一也。
- ・ 謂至門逐及也 (24-03b-3) 閩本・監本・毛本「逐」作「遂」非也。
- ・ 鬻拳葬於經皇 (24-03b-3) 重脩監本「經」誤「經」。
- ・ 唯指雉門高大 (24-03b-4) 宋本「高」字上有「以雉門」三字、是也。◎正本にも宋本と同様「以雉門」の三字が有る。これが正しい。要義本同じ。
- ・ 與之言魯樂 (24-03b-9) 宋本以下正義二節摠入「何以不亡」注下。
- ・ 貪必計謀他人 (24-04a-2) 宋本「謀」下有「去」字。◎正本にも宋本と同様「去」字が有る。これが正しい。
- ・ 孟獻至公說 (24-04a-2) 宋本以下正義三節摠入注文「爲明年歸父會楚子傳」之下。
- ・ 於是元纁璣組 (24-04a-10) 宋本「是」下有「有」字。◎正本にも宋本と同様「有」字が有る。これが正しい。要義本同じ。
- ・ 享用秉帛加璧 (24-04b-1) 「補」毛本「秉」作「束」。「秉」字誤也。今正。◎正本・宋本「束」字に作って誤らず。
- ・ 王饒云劉炫以杜注 (24-04b-4) 宋本・監本・毛本「王」作「土」、「劉」作「云」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「土饒云云炫以杜注」に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・ 陳贄幣之象 (24-04b-5) 閩本・監本・毛本「幣」作「帛」非也。

・則朝聘陳幣亦實百品於庭非獨主人也 (24-04b-5) 浦鏜正誤「朝」作「此」。「獨」作「謂」、云從傅士凱注解辨誤校。而有加貨 (24-04b-7) 淳熙本加誤嘉注同。

・皆主人之事 (24-04b-8) 監本「主」作「王」非也。

・故以容貌爲威儀容顏 (24-04b-8) 監本・毛本「爲」作「有」非也。

・容貌文章以外 (24-04b-9) 浦鏜正誤「文」作「采」是。○今依改。

・祗合使大夫告王征伐之功 (24-05a-4) 閩本・監本「祗」作「祗」。毛本作「祗」非。案當从衣从氏。

・何以知獻功於牧伯 (24-05a-8) 毛本「牧伯」誤倒。

・葛盧來朝 (24-05a-9) 宋本「葛」上有「介」字、是也。◎正本にも宋本と同様「介」字が有る。これが正しい。

・鄭伯親獻蔡捷于邢丘 (24-05a-10) 毛本「邢」作「刑」誤。

・劉荀違杜義 (24-05b-1) 毛本「違」作「爲」誤。

經十五年

・弱下疆之意 (24-05b-7) 「疆」作「疆」非也。

・摠言二國和同之意 (24-05b-8) 閩本・監本・毛本「同」作「平」非。

・而在下不欲平乎 (24-05b-10) 閩本・監本・毛本「不」上衍「者」字。

・傳載盟辭 (24-05b-10) 毛本「盟」誤「益」。

潞赤狄之別種潞氏國 (24-06a-1) 宋本・足利本無下「潞」字。案正義引注云、杜言氏國、故稱氏、足證「潞」字爲衍文。

・此路是國名 (24-06a-3) 宋本・閩本・監本・毛本「路」作「潞」是也。

・者中國之始封君也 (24-06a-3) 宋本「者」作「若」是也。◎正本も宋本と同様「若」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・而中國亦然 (24-06a-6) 按各本同。依上文則「亦」字當作「不」字。

・非君殺自不得言其大夫也 (24-06a-10) 宋本「自」作「臣」是也。◎正本も宋本と同様「臣」字に作る。阮刻本同じ。

・趙歧注云 (24-06b-8) 閩本・監本・毛本「歧」作「岐」是。

・故杜言古者公田之法 (24-06b-9) 毛本「言」作「云」。

- ・既已十畝取一矣 (24-06b-10) 毛本「十」誤「ト」。
 - ・更復十收其一 (24-06b-10) 監本・毛本「收」作「取」。
 - ・凡住地 (24-07a-1) 宋本「住」作「任」是也。◎正本も宋本と同様「任」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
 - ・通其率以十一爲正 (24-07a-8) 閩本・監本・毛本「其」誤「共」。
 - ・趙岐不解夏五十殷七十之意 (24-07a-10) 宋本「岐」作「歧」俗字。
 - ・一夫唯得五十七十畝耳 (24-07a-10) 閩本・監本・毛本「耳」誤「且」、屬下讀。
 - ・好惡於此 (24-07b-1) 閩本・監本・毛本「惡於」作「異如」。◎正本・宋本は「好惡於此」に作る。考文「謹按、不可解也」。
 - ・釋虫云 (24-07b-3) 宋本「虫」作「蟲」是也。下同。◎正本も宋本と同様「蟲」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
 - ・蜚蠊蝨蟻 (24-07b-3) 監本・毛本「蜚」作「蜚」、「蝨」作「蝨」、並誤。閩本亦作「蝨」。
 - ・至冬其子復生 (24-07b-4) 宋本「冬」作「今」。◎正本も宋本と同様「今」字に作る。これが正しい。
 - ・五稼不豐 (24-07b-6) 纂圖本・毛本「稼」作「穀」非也。
 - ・皆不書飢 (24-07b-7) 宋本・閩本・監本・毛本「飢」作「饑」是也。◎正本も宋本諸本と同様「饑」字に作る。阮刻本同じ。
 - ・五穀不豐也 (24-07b-8) 宋本・閩本・監本・毛本「穀」作「稼」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「稼」字に作る。これが正しい。
- 傳十五年**
- 雖晉之疆 (24-08a-2) 閩本・監本「疆」作「疆」。
- 山藪藏疾 (24-08a-4) 漢書路溫舒傳引傳「藏疾」作「臧疾」。案「藏」古作「臧」。
- ・川澤至藏疾 (24-08a-4) 宋本以下正義三節摠入「去我三十里」節注下。
- ・周禮虞之官 (24-08a-5) 宋本「禮」下有「澤」字、是也。◎正本にも宋本と同様「澤」字が有る。これが正しい。
- ・是藪者澤之少水之名也 (24-08a-6) 閩本・監本「少」作「小」非也。
- ・毒螫之虫 (24-08a-7) 宋本「虫」作「蟲」不誤。◎正本も宋本と同様「蟲」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・瑾瑜玉之美名 (24-08a-10) 監本「玉」作「王」非。
- ・瑜其中間美者 (24-08a-10) 閩本・監本・毛本「瑜」誤「喻」。

- ・瑜能揜蓋瑕也 (24-08b-1) 毛本「揜」作「掩」同。監本作「揜」非。
- 國君含垢 (24-08b-2) 釋文云「垢」本或作「詬」。案漢書路溫舒傳引作「詬」。
- 晉侯恥不救 (24-08b-2) 宋監本・毛本「恥」作「耻」俗字。
- 毋畏知死而不敢廢王命 (24-09a-7) 纂圖本・監本・毛本「毋」作「無」非也。
- 必先知其守將左右謁者門者 (24-09b-2) 淳熙本「者」下增「守」字、非也。
- 析骸以爨 (24-09b-3) 釋文云「骸」本又作「骨」。案史記宋世家・楚世家・呂氏春秋引作「骨」。何休注公羊云「骸骨也」。
- 鄆舒有三雋才 (24-10a-2) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「雋」作「儁」。石經此處缺。案下文作「儁才」、則此處亦當作「儁」。
- 儁絕至者二 (24-10a-3) 宋本以下正義六節摠入「晉人殺之」句下。
- 辨名記 (24-10a-3) 閩本・監本「辨」作「辦」。形相近而誤。案「辨名」又作「別名」。見白虎通聖人篇。
- 倍人曰戎 (24-10a-3) 宋本「戎」作「茂」不誤。浦鏜正誤「倍」作「五」是也。◎正本是宋本と同様「茂」字に作る。これが正しい。阮刻本同。
- 十人曰選 (24-10a-3) 監本・毛本「十」作「干」誤。
- 倍選曰儁 (24-10a-3) 閩本・監本・毛本「儁」作「雋」。下同。
- 上黨壺關縣有黎亭 (24-10a-3) 監本「壺」作「壺」。
- 祀雖爲大罪 (24-10a-8) 宋本「祀」上有「不」字、是也。◎正本是「祀」字の上を一字分空白にする。
- 弃賢人而侵鄰國 (24-10a-9) 毛本「鄰」作「隣」俗字。
- 紂賢辯捷疾 (24-10b-6) 浦鏜正誤「賢」作「資」。依史記殷本紀改也。
- 手移猛獸 (24-10b-6) 宋本・閩本・監本・毛本「移」作「格」是也。此本脩板改作「格」。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「格」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- 飾是非之端 (24-10b-6) 案殷本紀作「言足以飾」非。
- 地反物爲妖 (24-10b-8) 案說文「妖」字注云「地反物爲妖」。
- 天地爲之見變 (24-10b-10) 宋本「爲」作「謂」。◎正本是宋本と異なり「爲」字に作る。

・時者寒暑風雨雷電雪霜也 (24-11a-5) 宋本「雷」作「震」。◎正本・要義本も宋本諸本と同様「震」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・凡草木之類謂之妖 (24-11a-7) 宋本・閩本「物」作「木」。案漢書五行志作「物」。◎正本は「物」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。実は宋本も「物」字に作る。阮校の失校。

・及人謂之痾 (24-11a-8) 監本「及」作「反」非也。

・痾病類言浸深也 (24-11a-8) 案漢書五行志「類」作「貌」、「浸」作「寢」。

・妖災生則國滅亡 (24-11b-1) 監本・毛本「滅亡」誤倒。

・傳不指斥 (24-11b-4) 宋本「斥」誤「并」。

壬午十月二十九日 (24-11b-10) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「十」作「七」不誤。

權秦師之弱 (24-11b-10) ◎阮刻本の「師」時は「帥」字の誤刻。

而東行定狄也 (24-11b-10) ◎阮刻本の「也」時は「地」字の誤刻。

權秦師之弱 (24-11b-10) 淳熙本「師」作「帥」。

而東行定狄也 (24-11b-10) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本「也」作「地」。

狄奪其地 (24-12a-1) 纂圖本・毛本「狄」作「欲」非也。

晉侯還及雒也 (24-12a-2) 淳熙本「也」誤「地」。

必以爲殉 (24-12a-4) 閩本「殉」作「狗」。釋文無「爲」字。云本或作「必以爲殉」。案論衡死僞篇引作「必以是爲殉」、則「爲」字當有也。

而女也 (24-12a-8) 宋本・纂圖本・閩本・監本・毛本「女」作「汝」。

爾用先人之治命 (24-12a-8) 石經「用」字下有「而」字。案漢書張衡傳注・論衡死僞篇引傳無「而」字。顧炎武九經誤字云、監本脫。當依石經。未辨此處石經、乃朱梁補刊也。

吾獲狄土 (24-12b-1) 顧炎武云、石經「土」誤「士」。案炎武所據、乃王堯惠刻也。

曰周書所謂庸庸祗祗者 (24-12b-3) 淳熙本「謂」誤「得」。

故詩曰陳錫哉周 (24-12b-6) 石經・宋本・纂圖本・監本・毛本「哉」作「載」。案詩傳訓「哉」爲「載」。正義曰「哉」與「載」古字通。藉者借也 (24-13a-3) 監本・毛本「者」作「田」非也。

故杜氏爲十一外更十取一 (24-13a-5) 宋本「氏」作「以」。◎正本・足利十行本も宋本同様「以」字に作る。これが正しい。故傳連饑釋之 (24-13a-8) 宋本・毛本「饑」作「譏」非也。◎実は宋本も「饑」字に作つて誤らず。

經十六年

成周宣榭火 (24-13b-1) 釋文「榭」作「謝」。云本又作「榭」。案惠棟云、說文無「謝」字。周邠敦銘曰「王格于宣射」。古文「榭」字作「射」。

冬大有年 (24-13b-7) 案說文「季」字注引作「大有季」。从禾千聲。云「穀孰也」。

傳十六年

注代林至孤卿 (24-14a-1) 宋本此節正義在「善人在上」節之下。

以韋爲之祭 (24-14a-4) 宋本・閩本・監本・毛本「祭」作「制」、屬下讀、是也。○今依改。◎正本・足利十行本も宋本諸本と同様「制」字に作る。これが正しい。

但冕服自有尊卑耳 (24-14a-5) 毛本脱「服」字。「但」下衍「黻」字。

春秋時晉爲霸王 (24-14a-7) ◎要義本「王」字を「主」字に作る。これが正しい。

有太傅陽子 (24-14a-7) 宋本「太」作「大」。下同。◎正本・十行本も宋本と同様「大」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。禹稱善人 (24-14a-9) 玉篇引作「禹稱善人」、云與「稱」同。

戰戰兢兢 (24-14a-10) 釋文云「兢兢」本亦作「矜矜」。纂圖本・閩本・監本・毛本作「兢兢」非也。

春秋天變多矣 (24-14b-6) 宋本「天變」作「書災」是也。◎正本も宋本と同様「書災」字に作る。これが正しい。毛召難在前年 (24-14b-7) 纂圖本・閩本「召」誤「伯」、下注同。

注烝升也升穀於俎 (24-14b-10) 宋本以下正義五節摠入「以脩晉國之瀼」注下。

武子私問其故 (24-15a-2) 宋本「子」作「季」。石經此處缺。山井鼎云、今本後人「武子」上補足「季」字。所按諸本皆無。檢杜注、武士會諡、季其字、不爲無據也。陳樹華云、杜氏爲下傳文季氏而出此注。且内外傳文、間稱士季、無有稱季武子

者。山井鼎說、非也。

・武子謂曰被王享 (24-15a-3) 宋本「口」作「口」是也。

・王享有體薦 (24-15a-4) 詩伐木正義・禮王制正義引「享」作「饗」。

・享則至其儉 (24-15a-5) 宋本「其」作「共」。下同。◎正本も宋本と同様「共」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・宴有折俎 (24-15a-6) 詩伐木正義引作「燕以折俎」。

・肫四胛五 (24-15a-9) 監本「胛」誤「胛」

・正義曰五等諸侯摠名 (24-15b-1) 閩本・監本・毛本脱「正義曰」三字。

・又設燕也 (24-15b-1) 毛本「燕」作「宴」。

・十解其體而升於俎 (24-15b-5) 宋本・監本・毛本「十」作「半」是也。

以脩晉國之法 (24-15b-7) 宋本「法」作「灋」。

經十七年

傳例曰父母弟 (24-16a-4) 纂圖本・閩本・監本・毛本「父」作「同」亦非。宋本・淳熙本・岳本・足利本作「公」是也。○今改正。

傳十七年

不復度河而東 (24-16a-9) 「補」各本「度」作「渡」。

・注跛而登階 (24-16a-9) 宋本以下正義三節摠入「而害來者」節注下。

討貳也 (24-16b-5) 閩本「貳」作「弑」非。

盟于卷楚 (24-16b-5) 顧炎武云、石經誤作「巷」。案此處石經乃補刊。

・將有背晉之心 (24-17a-10) 宋本・毛本「將」作「當」。◎正本は「將」字に作る。実は宋本も「將」字に作る。阮校の失校。

郤子其或者欲已亂於齊乎 (24-17b-7) 顧炎武云、石經「乎」誤「平」。案石經不誤。炎武所據乃王堯惠刻。考文引宋板作「欲已

於亂乎」非也。

庶有多乎 (24-17b-9) 唐石經初刻「多」作「鳩」。後改「多」。釋文亦作「鳩」。注同。案羣經音辨引作「庶有鳩乎」。云今文作「多」。

集韻四紙引同。云徐邈讀通作「多」。與釋文合。

- ・注彖解也 (24-17b-10) 宋本此節正義在「乃請老卻獻子爲政」句下。
- ・前凡明稱母弟之人 (24-18a-5) 閩本・監本・毛本「人」作「文」。
- ・釋例曰弟之寵 (24-18a-7) 宋本「弟」上有「母」字。◎正本にも宋本と同様「母」字が有る。これが正しい。要義本同じ。
- ・見於經者二十 (24-18a-8) 毛本「於」作「于」、「十」誤「千」。
- ・衛侯之弟緯出奔 (24-18b-3) 宋本・閩本・監本・毛本「緯」作「縛」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「縛」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

- ・皆是兄害其弟也 (24-18b-3) 宋本「也」上有「者」字。◎正本にも宋本と同様「者」字が有る。これが正しい。
- ・則鍼罪輕也 (24-18b-3) 閩本・監本・毛本「則」誤「見」。
- ・傳言非罪 (24-18b-4) 閩本・監本・毛本「言」作「曰」。
- ・存弟則示兄曲也 (24-18b-5) 襄廿七年正義引作「書弟」非也。
- ・則嫌善段 (24-18b-5) 閩本・監本・毛本「善」作「書」非。
- ・非義例之所興 (24-18b-7) 監本・毛本「興」作「與」非。
- ・莒挈非卿 (24-18b-7) 閩本・監本・毛本「挈」作「拏」非。下同。
- ・此例所謂兄稱弟皆母弟 (24-18b-10) ◎阮刻本の「兄」字は「凡」字の誤刻。
- ・穎氏又曰 (24-18b-10) 宋本「穎」作「穎」是也。◎正本も宋本と同様「穎」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・又非貶所也 (24-19a-1) 閩本・監本・毛本「貶所」作「所貶」。

經十八年

- ・邾人戕郕子于郕 (24-19a-4) 纂圖本・閩本・監本・毛本「戕」誤「戕」。注同。○案傳並同。
- ・使大夫往殘賊之 (24-19a-6) 毛本「夫」誤「人」。
- ・國無二王 (24-19a-9) 宋本「國」作「土」、與坊記合。◎正本・足利十行本も宋本と同様「土」字に作る。これが正しい。十行本(宋刻)も誤らず。
- ・當云葬楚王 (24-19b-2) 宋本「楚」下有「莊」字、是也。◎正本には宋本と異なり「莊」字無し。

歸父還自晉至筮 (24-19b-4) 釋文云「筮」本作「檉」、亦作「杙」。案公羊・穀梁作「檉」。
筮魯竟也 (24-19b-5) 宋本・岳本・足利本「也」作「外」。

傳十八年

欲以伐齊 (24-19b-10) 石經「欲」作「將」、下空一字。

凡自虐其君曰弑 (24-20a-1) 石經「自」下有「内」字。案周禮大司馬之職正義・李善魏都賦注引傳並有「内」字。顧炎武云「虐」上多「内」字、誤也。

・弑戕皆是殺也 (24-20a-4) 毛本「戕」誤「君」。

・故春秋諸自内虐其君者 (24-20a-6) 閩本・監本・毛本「諸」誤「謂」。

楚於是乎有蜀之役 (24-20a-10) 淳熙本「乎」誤「平」。

時三桓強 (24-20b-2) 閩本・監本作「疆」非。纂圖本・毛本作「疆」。

許請爲子去 (24-20b-8) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・監本・毛本「去」下有「之」字。

子家歸父字 (24-20b-9) 宋本無「字」字。

・復命於介 (24-20b-10) 宋本此節正義在「遂奔齊」節之下。

・某君受幣于某官 (24-21a-1) 宋本「官」作「宮」、與聘禮合。○今依訂正。◎正本も宋本と同様「宮」字に作る。阮刻本同じ。

・辯復命 (24-21a-2) 宋本「辯」作「辨」。案聘禮作「辯」。◎正本は宋本と異なり「辯」字に作る。阮刻本同じ。

・皆有復命之禮 (24-21a-3) 宋本「禮」作「法」。◎正本・足利十行本も宋本と同様「法」字に作る。

・今身將出奔 (24-21a-3) 閩本・監本・毛本「今」誤「若」。「將出」誤「在外」。○今改正。◎正本は「今身將出奔」に作る。

・故立介於位 (24-21a-3) 毛本「於」作「于」。

祖括髮 (24-21a-5) 石經初刻脫「祖」字。改刻增「祖括」二字。案惠棟云、士喪禮曰、主人髻髮袒。鄭注云、古文「髻」作「括」、爲古文「髻」也。

附釋音春秋左傳注疏卷第二十四

(本稿は平成十六年度科学研究費基盤研究(C)②の成果の一部である。)

春秋正義校勘記（卷第19～24）

野間 文史

- 本文「春秋正義校勘記」收錄了阮元所著「春秋左傳注疏校勘記」的疏部的全文，并對「景鈔正宗寺本春秋正義」和南宋魏了翁所著「春秋左傳要義」兩書做了比較。
- 「春秋正義」的底本是嘉慶二十年江西南昌府學開雕的「阮刻十三經注疏本」，本文中的數字表示的是「阮刻十三經注疏本」的卷數、頁數、正反面(a, b)和行數(以十行爲單位)。
- 阮元的「春秋左傳注疏校勘記」原本是包括經、傳、注、疏各部分全體，但是本文「春秋正義校勘記」中，筆者只對正義的疏部做了校勘，也就是文中「·」符号標記的部分。不過爲了便于對照參考，經、傳、注各部分都收錄了阮元校勘記的原文。
- 阮元校勘記的原文中主要使用了皇清經解所收本，并穿插了「阮刻十三經注疏本」附錄中的盧宣旬摘錄本的補充文章。對於經解本和摘錄本這兩種版本中出現的誤刻在本文中作出了指正。
- 本文還對於在阮元校勘記中未曾提及，或者說不可能提及的「阮刻十三經注疏本」自身的誤刻作出了指正。「阮刻十三經注疏本」的道光丙戌六年的重刊本中個別地方做了訂正，在本文中對訂正過的各處也做了說明。
- 對於以上內容的筆者的校對是「春秋正義校勘記」正文中「◎」標記開始以下的部分。

執筆者紹介

野間 文史 (文学研究科 中国文学思想文化学講座 教授)

編集委員 (広報・社会連携委員会)

岡橋秀典 (委員長)、勝部真人、松井富美男、岡 元司、高永 茂、東 久哉

広島大学大学院文学研究科論集 第64巻 特輯号 1

平成16年12月20日 印刷
平成16年12月24日 発行 (非売品)

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科
〒739-8522
東広島市鏡山1丁目2-3

印刷者 鯉城印刷(株)
〒730-0805
広島市中区十日市町2丁目8-2

執筆者紹介

野間文史（文学研究科 中国文学思想文化学講座 教授）

編集委員（広報・社会連携委員会）

岡橋秀典（委員長）、勝部真人、松井富美男、岡元司、高永茂、東久哉

広島大学大学院文学研究科論集 第64巻 特輯号 1

平成16年12月20日 印刷
平成16年12月24日 発行

（非売品）

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科
〒739-8522
東広島市鏡山1丁目2-3

印刷者 鯉城印刷(株)
〒730-0805
広島市中区十日市町2丁目8-2

執筆者紹介

野間 文史 (文学研究科 中国文学思想文化学講座 教授)

編集委員 (広報・社会連携委員会)

岡橋秀典 (委員長)、勝部真人、松井富美男、岡 元司、高永 茂、東 久哉

広島大学大学院文学研究科論集 第64巻 特輯号 1

平成16年12月20日 印刷
平成16年12月24日 発行 (非売品)

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科
〒739-8522
東広島市鏡山1丁目2-3

印刷者 鯉城印刷(株)
〒730-0805
広島市中区十日市町2丁目8-2